農業経営基盤強化促進法の基本要綱

平成 24 年５月 31 日付け 24 経営第 564 号
農林水産省経営局長通知
最終改正：令和８年９月 30 日付け８経営第 1468 号

目次

第１　本法の趣旨
第２　定義
第３　農業経営基盤強化促進基本方針（第５条）
　１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において定める事項
　２　基本方針の策定
第４　農業経営基盤強化促進基本構想（第６条）
　１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める事項
　２　基本構想の策定
第５　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第 11 条の 11 及び第 11 条の 12）
　１　農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備
　２　必要な情報の収集・相互提供
　３　関係者が連携した援助の実施
第６　農業経営改善計画の認定制度（第 12 条から第 14 条の３まで）
　１　認定農業者制度の趣旨
　２　経営改善計画の作成
　３　経営改善計画の認定申請
　４　経営改善計画の認定
　５　専門家等の活用
　６　経営改善計画の変更
　７　経営改善計画の取消し
　８　経営改善計画の再認定
　９　認定農業者への資本性借入金の貸付け
　10　事業継続計画の策定の推進
　11　認定農業者に対する農用地集積
　12　関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供
第７　青年等就農計画の認定制度（第 14 条の４から第 15 条まで）
　１　認定新規就農者制度の趣旨
　２　青年等就農計画の作成
　３　青年等就農計画の認定申請
　４　青年等就農計画の認定
　５　青年等就農計画のフォローアップ等
　６　青年等就農計画の変更
　７　青年等就農計画の取消し
　８　青年等就農計画の認定における例外措置
　９　青年等就農計画の失効
　10　認定農業者への円滑な移行

11　認定新規就農者に対する農用地集積
12　認定新規就農者に対する資金の貸付け
13　関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供
第８　農業委員会が行う農用地の利用関係の調整（第 16 条）
第９　農地中間管理機構が行う特例事業（第７条から第 11 条の 10 まで）
１　特例事業の趣旨
２　特例事業の運営に当たっての留意点
３　事業規程の承認
４　特例事業の内容
５　信託法の特例
６　支援法人
７　他の事業との調整
８　国への報告
第 10　農業経営発展計画の認定制度（第 16 条の２から第 16 条の７まで）
１　認定経営発展法人制度の趣旨
２　農業経営発展計画の作成
３　農業経営発展計画の認定申請
４　農業経営発展計画の認定
５　認定発展計画の監督等
６　認定発展計画の変更
７　認定発展計画の取消し
８　農業経営発展計画の再認定
９　農地法の特例措置
10　関係機関との協力
第 11　農業経営基盤強化促進事業（第 17 条）
第 12　地域計画推進事業（第 18 条から第 22 条の９まで）
１　地域計画推進事業の趣旨
２　農業者等による協議の場の設置等
３　地域計画の策定
４　地域計画の変更
５　地域計画の策定・変更時の意見聴取
６　地域計画の公告
７　地域計画に係る個人情報の取扱い
８　農業委員会による利用権の設定等の促進等
９　地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議
10　利用権の設定等に関する協議の勧告
11　地域計画の特例
12　地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定
13　土地改良法の特例
14　農地法の特例
15　農業振興地域の整備に関する法律の特例及び農地法に基づく手続
16　地域計画の策定に向けた支援及び達成状況のフォローアップ
第 13　農用地利用改善事業（第 23 条から第 26 条まで）
１　趣旨
２　農用地利用規程の作成

３　農用地利用規程の認定
４　特定農用地利用規程の有効期間及び延長
５　農用地利用規程の変更及び取消し
６　指導及び助言
７　認定農業者等に対する利用権の設定等の勧奨等
８　農業協同組合法の特例
９　土地改良法の特例
第 14　委託を受けて行う農作業の実施の推進（第 26 条の２及び第 27 条）
第 15　認定農業者等に関する情報の利用又は提供
第 16　法人化の推進等
第 17　無利子貸付制度
第 18　推進体制等
１　市町村における推進体制
２　都道府県における推進体制

別紙１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容
別紙２　農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容
別紙３　農業経営・就農支援センターの運用に関する規程の内容
別紙４　農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い
別紙５　農業経営改善計画の認定基準
別紙５の２　農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱い
別紙６　青年等就農計画の認定基準
別紙７　関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供
別紙８　農業経営発展計画の認定基準
別紙９　農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整
別紙 10　協議の場の設置及び協議する事項の考え方
別紙 11　目標地図の作成・更新手順及び考え方
別紙 12　農地中間管理機構による農用地の買入協議
別紙 13　農用地利用改善事業に関する留意事項

第１　本法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。

第２　定義

農用地等	法第４条第１項に規定する農用地等
農用地	法第４条第１項第１号に規定する農用地
認定農業者	法第12条第１項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」といいます。）の認定を受けた者
認定新規就農者	法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

地域計画	法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」といいます。）などを明確化し、公表したもの
地域計画推進事業	地域計画の達成に向け、農地中間管理事業及び法第７条各号に掲げる事業の実施による農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転又は農作業の委託を促進する事業（これと併せて法第４条第１項第２号から第４号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含みます。）
農用地利用改善団体	法第23条第１項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101 号。以下「農地中間管理事業法」といいます。）第２条第４項に規定する農地中間管理機構
農地中間管理事業	農地中間管理事業法第２条第３項に規定する農地中間管理事業
特例事業	法第７条各号に掲げる事業
農業経営・就農支援センター	法第 11 条の 11 の規定に基づき、農業経営に関する助言・指導や、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下「就農等希望者」といいます。）等からの就農や参入に関する相談の実施・情報の提供、就農等希望者の市町村等への紹介・調整等の業務を行う拠点として、都道府県が体制を整備するセンター

なお、法第４条第１項第２号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」は、いわゆる「混牧林地」と呼ばれる土地で、林業的土地利用と畜産的土地利用との両立を図る土地のことです。

また、法第４条第１項第３号の「農業用施設の用に供される土地」は、いわゆる「農業用施設用地」と呼ばれている土地であり、農業用施設とは、

ア　農業用用排水施設、農業用道路その他農用地又は混牧林地の保全又は利用上必要な施設

イ　畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含みます。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいいます。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

ウ　堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

エ　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

オ　農畜産物等又は農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（カにおいて「農畜産物等加工品」といいます。）の販売の用に供する施設

カ　農畜産物等若しくは農畜産物等加工品これらを材料として調理されたものの用に供する施設
キ　廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条第１項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。）
ク　農用地又はアからキまでに掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所
をいいます。

アの用に供される土地については、一般に農用地等の附帯地として利用権の設定等が行われることが多いものと考えられますが、土地改良区等が当該土地のみについて又は開発して当該土地にすることを目的として利用権の設定を受ける場合も考えられますので、それぞれの場合に応じて農用地等の附帯地又は独立の農業用施設用地として取り扱うこととしたものです。

第３　農業経営基盤強化促進基本方針（第５条）

１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都道府県が、区域ごとに次に掲げる事項（（７）に掲げる事項については、都道府県知事が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときに限ります。）について、おおむね５年ごとに 10 年間を見通した総合的な計画を定めるものです。

（１）農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
（２）効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
（３）新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
（４）農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
（５）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
（６）農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項
（７）農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙１に掲げるとおりとします。

２　基本方針の策定

（１）基本方針は、地域の将来の農業及び農業経営の展望を示す各種の計画・構想、学識者の調査予測分析等を参考にし、更に国が示す食料・農業・農村基本計画等の将来の農業経営の展望等を参酌しつつ、都道府県が、自らの地域について策定する必要があります。
（２）都道府県は、基本方針の策定の前段階で、農用地、農業従事者等の基本データの収集、農業地帯別の農業構造等の分析を行うとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが重要です。また、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」といいます。）第 42 条第１項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。以下同じです。）及び農業者、農

業に関する団体その他の関係者に対して意見を聴取することが法律上必要とされています。関係者としては、農地中間管理機構や農協系統組織、農業法人、認定農業者、認定新規就農者など農業の担い手が組織する団体が考えられ、これらの意見も聴くことが適当です。

（３）農業経営の基本的指標等の作成に当たっては、必要な専門的知識を持つ普及指導員、都道府県農業試験場職員、農業法人経営者、融資機関関係者、公認会計士や税理士、学識経験者等により構成される検討会において検討を行い、地域の特性に即したものとなるよう関係者の間で十分な議論を重ねることが望ましいと考えます。

（４）また、基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第８条第１項に規定する農業振興地域整備計画、果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第２条の３第１項に規定する果樹農業振興計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の３第１項に規定する都道府県計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。

（５）都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表し、また農政担当部局から都市計画担当部局へ、当該基本方針の写しを添えて通知するものとします。

なお、基本方針における効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の公表に当たっては、当該指標の積算基礎データを含めたＣＳＶ形式による公表を検討するなど、当該指標のデータの利用を希望する者が活用しやすいよう利便性の向上に努めてください。

第４　農業経営基盤強化促進基本構想（第６条）

１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、市町村が、次に掲げる事項について、基本方針の期間につき総合的な計画を定めるものです。

（１）農業経営基盤の強化の促進に関する目標

（２）農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

（３）農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

（４）（２）及び（３）に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

（５）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（６）農業経営基盤強化促進事業に関する事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙２に掲げるとおりとします。

２　基本構想の策定

（１）策定手続

①　市町村は、基本構想策定の前段階で、あらかじめ農用地の利用の実態や

農業者の経営改善に関する意向を把握するための農業者実態調査を実施するとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが望ましいと考えます。

② 市町村は、基本構想の策定に当たっては、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第２の２に規定する地域農業再生協議会をいいます。以下同じです。）、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、土地改良区、農用地利用改善団体、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等の関係団体のほか、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農の代表者などと連携して、その内容について検討を行うこととします。

③ 基本構想は、基本方針と同様、農振法第８条第１項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。

④ 基本構想は、必要に応じ法第６条第２項第１号から第６号までに掲げる事項の一部又は全部について、地域の特性に即して市町村内の地域を区分して記述することも可能です。

（２）基本構想の同意

① 都道府県知事が各市町村の策定した基本構想について同意する場合、基本方針に即していることが同意要件となりますが、これは、基本方針と基本構想における数値の整合性を確認するという観点でなく、基本方針の基本的な考え方に沿った方向で、それぞれの地域の特性を踏まえて、基本構想が策定されているか否かを確認することとしてください。

② 都道府県知事が同意の申請を受理したときは、都道府県関係部局間で十分連絡調整を図り申請内容を検討するとともに、都道府県農業委員会ネットワーク機構等の関係機関・団体の意見を聴いた上で同意を行うことが適当です。

また、都道府県の農政担当部局は、基本構想の同意に当たって、都市計画担当部局及び林業担当部局にあらかじめ連絡するものとします。

（３）策定後の手続

① 市町村は基本構想の同意を得たときは、遅滞なく、参考様式第１号により当該同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公告するものとします。

② また、市町村は、基本構想を策定・変更した際は、都道府県知事（その区域内に、第６に基づき農林水産大臣又は地方農政局長から経営改善計画の認定を受けた者がいる場合には、都道府県知事及び農林水産大臣又は当該地方農政局長）に当該基本構想の写しを送付するものとします。

③ 策定した基本構想の普及、基本構想に沿った農業経営基盤の強化を促進するための措置の実施については、農業委員会等の関係機関・団体と協力して行うこととしてください。

（４）その他

市町村の廃置分合が行われた場合、廃置分合後の市町村の区域を対象とした基本構想が策定されるまでの間は、廃置分合前の市町村の基本構想がなお効力を有するものの、廃置分合後の市町村としての農業の振興方策等を速やかに地域の農業者等に明らかにすることが重要であるので、速やかに基本構想を策定することが望ましいと考えます。

また、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月21日閣議決定）において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」とされたことを踏まえ、基本構想については、複数の市町村による共同策定を可能とします。

第５　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第11条の11及びE第11条の12）

高齢化・人口減少が本格化する中、地域の農業を担う者を幅広く確保し、育成するため、法第２章第３節において「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等」を規定しています。

この「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当するものとしています。

１　農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備

（１）都道府県は、地域の農業を担う者を幅広く確保し育成するため、法第11条の11の規定に基づき、以下の業務を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとします。

①　農業経営に関する援助（経営管理の合理化その他の農業経営の改善、円滑な継承及び法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言・指導等）

②　就農や参入の相談に関する援助（就農等希望者やこれらの希望者を雇用しようとする農業者等からの相談対応及び情報提供、必要な情報の収集等）

③　市町村等への紹介及び就農や参入の調整等の援助（就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等のために必要な調整等）

（２）都道府県は、（１）の体制整備に当たっては、就農や参入から定着、経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートが行える体制となるよう努めるものとします。

（３）また、関係機関（都道府県の普及指導センター・出先事務所等、市町村、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県の区域を事業実施地域とする農地中間管理機構、指導農業士会、経営者会議、公益社団法人日本農業法人協会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、融資機関（農協系統金融機関、銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。））、商工系団体（よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、商工会連合会、商工会議所連合会）、中小企業診断士協会、税理士会、社会保険労務士会、司法書士会、弁護士会、日本公認会計士協会の支部、行政書士会、日本弁理士会の地域会等、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体等）は、より効果的に農業を担う者の育成・確保を図るため、相互に連携して体制を整備するよう努めるものとします。

（４）都道府県は、整備する農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針を基本方針に記載するとともに、年度毎の具体的な業務の運用方針を運用規程等として定め、明確化するよう努めてください。なお、運用規程については

別紙３を参考にしてください。

２　必要な情報の収集・相互提供

農業経営・就農支援センターが、法第 11 条の 11 の規定に基づき、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営に関する援助、就農や参入の相談に関する援助及び市町村等への紹介及び就農の調整等に関する援助を行うに当たっては、関係機関が実施する研修や受入体制の整備状況など様々な支援措置に関する情報を収集するとともに、就農等希望者の情報を適切に管理した上で、就農等希望者の紹介を受ける関係者に情報提供することが必要になります。

このため、法第 11 条の 12 第１項の規定に基づき、国、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努めるものとします。

なお、これらの関係者が個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取り扱うことが必要です。

３　関係者が連携した援助の実施

法第 11 条の 12 第２項の規定に基づき、国、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係者は、相互に連携して、以下の措置を講ずるよう努めるものとします。

（１）経営改善計画の達成のための研修の実施（経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等）、経営の指導を担当する者の養成等の措置、農業経営の円滑な継承のための援助（助言、指導、資金の融通のあっせん等）

（２）青年等就農計画の達成のための援助（助言、指導、資金の融通のあっせん等）

（３）（１）及び（２）のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集・提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術や経営方法の習得、農業経営の確立の支援等の措置

これらの措置の効果を高めるため、都道府県は基本方針において、市町村は基本構想において、関係者の役割分担の考え方を明確化するものとします。

第６　農業経営改善計画の認定制度（第 12 条から第 14 条の３まで）

１　認定農業者制度の趣旨

認定農業者制度は、農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村（二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、経営改善計画の認定を受ける場合において、当該二以上の市町村の区域が一の都道府県の区域内のみにある場合には都道府県知事、都道府県の区域を超える場合には農林水産大臣（当該二以上の市町村の区域が一の地方農政局長の管轄する区域内のみにある場合には、当該地方農政局長）。以下「市町村等」といいます。）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じよう

とするものです。

２　経営改善計画の作成

（１）経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」といいます。）が作成する経営改善計画は、平成 15 年９月 12 日農林水産省告示第 1419 号（農業経営基盤強化促進法第 28 条の農林水産大臣が定める基準等を定める件。以下「告示」といいます。）に定める様式によるものとします（参考１）。

（２）また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができます。詳細については別紙４に掲げるとおりとします。

３　経営改善計画の認定申請

認定申請者は、農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、申請先である市町村又は都道府県の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

なお、認定申請者は、市町村等に対して認定申請を行う際、農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラム（https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/。以下「研修プログラム」といいます。）のうち初級コースを修了していることが分かる資料を添付するよう努めてください。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

（１）複数市町村にまたがる経営の取扱い

「二以上の市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする」場合については、経営改善計画に記載されている農用地又は農業生産施設が所在する区域で判断することとします。

この場合、認定申請者は、次に掲げる場合の区分に応じて、都道府県知事又は地方農政局長に認定申請を行うこととします。

①　当該二以上の市町村の区域が一の都道府県の区域内のみにある場合　都道府県知事

②　当該二以上の市町村の区域が都道府県の区域を越える場合であって一の地方農政局長の管轄する区域内のみにある場合　当該地方農政局長

③　当該二以上の市町村の区域が地方農政局長の管轄する区域を越える場合　認定を受けようとする者の認定申請書に記載の住所（居住地、事務所所在地）を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含みます。）

ただし、認定を受けようとする者の住所が沖縄県に所在する場合は、農業経営を営み、又は営もうとする市町村のうち、沖縄県以外の市町村の区域を管轄する地方農政局長とします。

（２）夫婦等の共同申請の取扱い

①　次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとします。

ア　認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族等の集団とします。

イ　家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営か

ら生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

ウ　当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

②　現在認定を受けている経営改善計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている経営改善計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、経営改善計画の変更により対応することができます。

４　経営改善計画の認定

（１）経営改善計画の認定要件

市町村等は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。

①　その計画が関係市町村（経営改善計画において、農業経営を営み、又は営もうとすることとされている全ての市町村をいいます。以下同じです。）の基本構想に照らして適切なものであること。

②　その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

③　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙５に掲げるとおりとします。

なお、農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱いについては、別紙５の２に掲げるとおりとします。

（２）関係市町村の意見聴取

都道府県知事及び農林水産大臣は、認定をしようとするときは、参考様式第３－１号を活用するなどの方法により、関係市町村に当該認定に係る経営改善計画の写しを送付して意見を聴くものとします。

この場合、当該市町村は、基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、都道府県知事又は農林水産大臣に意見を述べるものとします。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととします。

（３）経営改善計画の認定の処理期間

認定申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて、公表するように努めてください。

なお、計画変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

（４）複数市町村にまたがる経営改善計画の認定

都道府県知事又は農林水産大臣は、認定の際に、当該認定に係る関係市町村名を示すこととします。

（５）経営改善計画の認定の通知

市町村等が経営改善計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、参考様式第３－２号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、参考様式第３－３号を活用するなどの方法により、認定申請書の写しを付して、市町村にあっては、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構その他関係機関、都道府県知事にあっては、関係市町村及び農地中間管理機構その他関係機関、農林水産大臣にあっては、関係市町村、関係市町村を区

域とする都道府県及び農地中間管理機構その他関係機関にその旨を通知するものとします。

また、市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣から認定の連絡を受けたときは、農業委員会その他の関係機関にその旨を連絡するものとします。

（６）経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、認定日から起算して５年とします。

なお、経営改善計画を変更した場合にあっては、変更前の経営改善計画の有効期間の終期までとなります。また、現に認定を受けている経営改善計画について、その有効期間が終期を迎える前に、同じ認定庁又は都道府県知事若しくは農林水産大臣から新たな経営改善計画の認定を受けた場合、新たな認定を受けた時点をもって期間を満了したものとします。

（７）経営改善計画の審査体制

市町村等は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士等の専門的な知識を有する者などから意見を聴取することができます。

（８）経営改善計画の却下

市町村等が認定申請を受けて、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者から意見聴取等を行った場合はその結果の内容を当該認定申請者及び関係市町村（都道府県知事又は農林水産大臣が却下した場合に限ります。）に参考様式第３－４号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求ができる旨及びその期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月又は当該処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）並びに当該市町村等を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）による取消訴訟を提起することができる旨及びその出訴期間（原則として、当該処分があったことを知った日から６か月又は当該処分の日から１年を経過したとき）を記載します。

認定申請者に通知する却下の理由は、（１）の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にし、どのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に記載してください。

（９）留意事項

認定新規就農者から経営改善計画の認定申請があった場合には、認定新規就農者が継続的に自らの経営の改善に取り組みやすくなるよう、市町村等は、その認定に当たり配慮してください。

５　専門家等の活用

（１）研修プログラムの活用

市町村等は、認定申請者及び認定農業者に対し、研修プログラムを紹介するよう努めてください。

（２）専門家の活用

市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通した税理士・中小企業診断士等の専門的な知識を有する者などの

積極的な活用を促してください。

なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、融資機関等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。

（３）農業経営財務分析システムの活用

市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画の作成又は変更に際して、農林水産省が提供する農業経営財務分析システム（https://agri-analysis.maff.go.jp/）を活用するよう促してください。

６　経営改善計画の変更

（１）経営改善計画の変更申請

認定農業者は、法第13条第１項の規定に基づき、既に市町村等の認定を受けている経営改善計画の変更申請を行う際は、変更箇所を明示した書面により行うものとし、他の市町村の区域を追加する場合の認定申請については、３の（１）と同様に行うものとします。

また、既に都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けている経営改善計画から、一部の市町村の区域を削除する場合の認定申請については、その農業経営を営み又は営もうとする市町村の区域に応じて認定申請を行ってください。

なお、農用地等の所在地や目標年の営農類型などに変更があった場合や、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成６年６月 29 日付け６農経Ａ第 665 号農林水産事務次官依命通知）第３に規定する資金をいいます。以下「スーパーＬ資金」といいます。）又は農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年７月１日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第２の１の表中の１に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の１の②認定農業者向けに限ります。）を活用して行う取組が経営改善計画に記載された農業経営の改善に関する目標に沿った内容ではない場合、農業経営基盤強化準備金制度を活用して取得を予定していなかった農用地や農業生産施設、農業用機械等を新たに導入しようとする場合などにおいて、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更しようとするときは、市町村等に対して当該計画の変更申請を行うものとします。

（２）関係市町村への意見聴取

都道府県知事又は農林水産大臣は、既に認定をした経営改善計画について、その計画の変更申請を受けた際は、参考様式第３－１号を活用するなどの方法により、変更申請に係るすべての関係市町村に対して、変更申請に係る経営改善計画の写しを送付し、意見を聴くものとします。

ただし、既に認定をした計画に係る関係市町村に対しては、既に認定要件に適合していることを確認した内容と、変更申請に係る当該市町村の区域における計画の内容に相違がない場合は、その関係市町村から改めて意見を聴く必要はありません。

７　経営改善計画の取消し

（１）取消事由

経営改善計画の取消事由は、次によるものとします。

①　認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

② 認定農業者又は関連事業者等が、経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。

（２）留意事項

① 市町村等は、認定農業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。

② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第２条第４号に規定する不利益処分に該当することに留意してください。

③ 市町村等は、経営改善計画を認定する際においても、当該計画に記載された農業経営を改善するためのとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

④ 関係市町村は、都道府県知事又は農林水産大臣が認定した経営改善計画について、農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていない等の取消事由に該当すると認められる場合には、都道府県知事又は農林水産大臣に情報提供してください。

（３）認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

ア 市町村等は、認定の取消しの対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。

イ アに併せて、市町村等は、聴聞を行う旨を通知します。

ウ 市町村等は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第 15 条第１項及び第２項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。

② 聴聞の開催

ア 市町村等は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定農業者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村等に提出します。

③ 取消通知の送付

市町村等は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、参考様式第３－５号を活用するな

どの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村等に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は４（８）を参照してください。

このほか、４（５）により、当該認定農業者の経営改善計画の認定を行ったときに、その旨を連絡した関係機関に、認定の取消しに係る書面の写しを送付することとします。

④　経営改善計画の認定を取り消された者が、スーパーＬ資金、農業近代化資金又は農林漁業経営資本強化資金（農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和５年３月 31 日付け４経営第 3160 号農林水産事務次官依命通知）第２（沖縄県にあっては、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和５年３月 31 日付け府沖振第 65 号内閣府沖縄振興局長通知）第２）に規定する資金をいいます。以下同じです。）を、当該認定を取り消された経営改善計画の達成に必要な資金として借り入れている場合は、当該借入金については繰上償還等の手続が必要となります。このため、市町村等は、当該認定を取り消された者に対し、融資機関等に当該借入金に係る経営改善計画の認定が取り消されたことを報告するよう周知するものとします。

８　経営改善計画の満了に伴う新たな経営改善の目標

（１）経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていくことが重要です。

（２）このため、市町村等は、関係機関と連携し、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、当該認定農業者が新たな経営改善に継続して取り組むことが見込まれる場合は、新たな経営改善計画（以下「新計画」といいます。）の作成を促すことが必要です。

このとき、新計画の認定を希望する認定農業者は、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」といいます。）の実践結果について、農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士などからの助言等を受け、その達成状況についての適切な分析と課題の把握を行い、新計画を作成するよう努めるものとします。

（３）認定期間を満了する認定農業者から新計画の認定申請があった場合には、市町村等は、旧計画の計画内容とその達成状況を農業経営・就農支援センターに登録された専門家及び農業分野に精通している税理士・中小企業診断士などからの助言等を踏まえて十分に分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断してください。

９　認定農業者への資本性借入金の貸付け

公庫は、認定農業者に対し、その財務基盤の強化を図るため、農林漁業経営資本強化資金を期限一括償還（５年１か月以上 20 年以内）で貸し付けることができます。

10　事業継続計画の策定の推進

市町村等は、経営改善計画の認定及び再認定の機会を捉えて、認定農業者に対し、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ」の周知等について（令和３年１月 27 日付け２経営第 2699 号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版ＢＣＰ（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、提出するよう促してください。

11　認定農業者に対する農用地集積

市町村、農業委員会及び関係機関は、認定農業者が経営改善計画に記載された農業経営の規模を当該経営改善計画に掲げる目標年度までに達成できるよう、法に基づく事業及び農地中間管理事業を活用し、地域計画に基づき、認定農業者に対する農用地の集積が進むよう積極的に支援してください。

12　関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関、個々の経営改善計画で営農地としている市町村並びに広域の認定を行う都道府県知事及び農林水産大臣等において認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第 30 条の２に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定農業者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

また、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農畜産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村等に対し、認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

このため、法第 30 条の２に定める場合のほか、市町村等が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙７を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第７　青年等就農計画の認定制度（第 14 条の４から第 15 条まで）

１　認定新規就農者制度の趣旨

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

２　青年等就農計画の作成

（１）青年等就農計画の認定を申請する者（以下「就農計画申請者」といいます。）が作成する青年等就農計画は、告示に定める様式によるものとします（参考２）。

（２）都道府県（普及指導センターを含みます。第７において同じです。）、市町村、農業者研修教育施設等の関係機関・団体等は、青年等就農計画を作成

しようとする青年等に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとします。

（３）都道府県、市町村、農業者研修教育施設等の関係機関・団体は、２の（２）の指導・助言を行う際には、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ」の周知等についてにより定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版ＢＣＰ（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、青年等就農計画に添付するよう促してください。

３　青年等就農計画の認定申請

就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して５年以内の青年等を含みます。以下同じです。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

（１）青年等の範囲

青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかのものとします。

ア　青年（18 歳以上 45 歳未満）

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には、50 歳未満とします。

イ　65 歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

（ア）商工業その他の事業の経営管理に３年以上従事した者

（イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に３年以上従事した者

（ウ）農業又は農業に関連する事業に３年以上従事した者

（エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に３年以上従事した者

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ　ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

（２）就農計画申請者に関する留意事項

ア　新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断します。ただし、法人にあっては、登記日等農業経営を開始したと判断できる日における役員の年齢で判断することとします。また、認定後に農業経営を開始する青年等にあっては、農業経営開始後直ちに参考様式第４－２号により市町村に報告することとします。

イ　次の（ア）及び（イ）については、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（三親等以内の者をいいます。）の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座の開設を行うことが必要です。

（ア）親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

（イ）農業経営の継承者が親族の農業経営を全部又は一部継承して農業経営を開始する場合

ウ　新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営もうとする青年等も含まれます。

エ　新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現に農業に従事している者も含まれます。

（３）複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して同一の青年等就農計画の内容で認定申請を行うことができます。

また、いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ以外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等就農計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に提出してください。

（４）夫婦等の共同申請の取扱い

①　次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請を認めることとします。

ア　就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族等の集団とします。

イ　家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

ウ　当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

②　現在認定を受けている青年等就農計画に①で共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、青年等就農計画の変更により対応することができます。

４　青年等就農計画の認定

（１）青年等就農計画の認定要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次に掲げる要件を満たす場合に、その認定を行うものとします。

①　その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。

②　その計画が達成される見込みが確実であること。

③　３の（１）イに掲げる者にあっては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙６に掲げるとおりとします。

（２）青年等就農計画の認定に関する処理期間

就農計画申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて公表するように努めてください。

なお、青年等就農計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行ってください。

（３）青年等就農計画の認定の通知

市町村が青年等就農計画の認定（変更の認定を含みます。）を行ったときは、参考様式第４－１号により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農業委員会、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとします。

（４）青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して５年（既に農業経営を開始した青年等にあっては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して５年を経過した日まで）とします。

また、計画を変更した場合や、既に認定を受けている計画について新たに他の市町村で認定をした場合は、当該計画の有効期間は、当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

（５）青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月 29 日付け３経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記１の第８の７及び別記２の第７の２（11）に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者（以下「サポート体制等」といいます。）から意見を聴取することが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

（６）青年等就農計画の広域認定に当たっての市町村等との連携

複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

（７）青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、当該意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に参考様式第３－４号を活用するなどの方法により通知するものとします。

その際、却下の理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第６の４（８）を参照してください。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、（１）の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

５　青年等就農計画のフォローアップ等

認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式第４－３号を活用するなどの方法により、報告するものとします（新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第６の５の（１）及び別記２の第６の２の（６）ア、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記１の第

６の２の（６）アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。）。

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式第４－４号を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（新規就農者育成総合対策実施要綱別記１の第８の５及び別記２の第７の２の（５）、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記１の第７の２（５）の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、融資機関、サポート体制等、第６の５に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である５年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

６　青年等就農計画の変更

認定新規就農者は、青年等就農計画に記載された目標の営農部門又は就農地を変更する場合、２割以上の増減を伴って所得目標又は年間農業従事日数を変更する場合等には、当該変更について市町村の認定を受けることが必要です。

７　青年等就農計画の取消し

（１）取消事由

青年等就農計画の取消事由は、次によるものとします。

①　認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

②　認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。なお、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合は必ずしも取消事由とはなりません。

③　法人にあっては第７の３（１）ウに掲げる要件を満たさなくなったとき。

（２）留意事項

①　市町村は、認定新規就農者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。

②　認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見も聴取した上で措置することとしてください。

なお、認定の取消しは、行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分に該当することに留意してください。

③　市町村は、青年等就農計画を認定する際においても、当該計画に記載された措置を講じていないと認められる場合には認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

（３）認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

ア 市町村は、認定の取消しの対象となる認定新規就農者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は青年等就農計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。

イ アに併せて、市町村は、聴聞を行う旨を通知します。

ウ 市町村は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第 15 条第１項及び第２項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。

② 聴聞の開催

ア 市町村は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。

イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定新規就農者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村に提出します。

③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定新規就農者に対し、参考様式第３－５号を活用するなどの方法によりその旨を通知します。

その際、取消しの理由とともに、当該市町村に対して行政不服審査法による審査請求ができる旨等を記載します。詳細は第６の４（８）を参照してください。

取消しを通知したときは、サポート体制等、都道府県、農業委員会等の機関及び青年等就農資金等の 12 に掲げる資金の貸付けを行う融資機関に連絡するものとします。

８ 青年等就農計画の認定における例外措置

青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始日が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して５年を経過する日より前に満了する者にあっては、当初の農業経営の開始日からやむを得ない事情により農業経営の開始が遅れた期間について、追加で青年等就農計画の申請及び認定を受けることができます。

９ 青年等就農計画の失効

青年等就農計画の有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日から、当該青年等就農計画の効力を失います。

10 認定農業者への円滑な移行

（１）青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自

らの経営の改善に取り組むことが重要です。

（２）このため、市町村は、農業経営・就農支援センター及びその他の関係機関・団体等と連携し、認定期間を満了する認定新規就農者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、経営改善計画の作成を促すよう努めてください。

（３）また、農業経営・就農支援センターは、就農から経営発展まで一貫してきめ細やかなサポートを行う機能を有していることを踏まえ、市町村と連携して、第６の５に規定する専門家を派遣して経営診断を行うなど、認定農業者への円滑な移行に必要なサポートを行うよう努めてください。

11　認定新規就農者に対する農用地集積

市町村、農業委員会及び関係機関は、認定新規就農者が青年等就農計画に記載された農業経営の規模を青年等就農計画に掲げる目標年度までに達成できるよう、法に基づく事業及び農地中間管理事業を活用し、認定新規就農者に対する農用地の集積が進むよう積極的に支援してください。

12　認定新規就農者に対する資金の貸付け

認定新規就農者は、以下の（１）～（３）に掲げる資金を借り受けることができます。

（１）青年等就農資金

認定新規就農者は、青年等就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な資金として、公庫から青年等就農資金の借入れを行うことができますが、その内容は青年等就農資金基本要綱（平成 26 年４月１日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）により定められています。

（２）経営体育成強化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要な農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得のために経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第２のＩの１の（２）に掲げる資金に限ります（沖縄県にあっては、経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け府沖振第 277 号内閣府沖縄振興局長通知）第２の１の（２）に掲げる資金に限ります。）。）の借入れを行うことができますが、その際、貸付限度額は 1,000 万円とし、据置期間を３年以内から５年以内に延長する特例措置があります。

（３）農業近代化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要なものに農業近代化資金の借入れを行うことができますが、その内容は農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年４月１日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）により定められています。

13　関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。特に、法第 30 条

の２に定めるとおり、国、都道府県、市町村及び農業委員会においては、認定新規就農者に関する情報を内部で利用又は相互に提供することができます。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農畜産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第 76 条の２第１項第１号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされております。

このため、法第 30 条の２に定める場合のほか、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙７を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第８　農業委員会が行う農用地の利用関係の調整（第 16 条）

農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合には、その申出の内容（当該申出の内容が地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容）を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとします。

第９　農地中間管理機構が行う特例事業（第７条から第 11 条の 10 まで）

１　特例事業の趣旨

特例事業は、農地売買等事業、農地売渡信託事業、農地所有適格法人出資育成事業（現物出資を行うものに限ります。）及び研修等事業により構成されており、これらの事業がこれまで農地の利用集積に一定の役割を果たし、今後も地域によっては役割を果たしうることを踏まえ、農地中間管理機構の組織・機能を活かして、引き続きこれらの事業を実施することができるよう措置するものです。なお、特例事業の事務の処理に当たっては、農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成 12 年９月１日付け 12 構改 B846 農林水産事務次官依命通知）を参照してください。

２　特例事業の運営に当たっての留意点

特例事業の運営に当たっては、以下に掲げる点に留意することとします。

（１）農地中間管理機構は、その位置付けられている基本方針に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業を行うこと。

（２）農地中間管理機構は、行政機関、農協系統組織、農業委員会組織、普及指導センター等関係機関・団体との協調に努めること。

（３）都道府県知事は、特例事業について随時その実態の把握に努め、農地中間管理機構に対し適切な指導と助言を行うとともに、必要に応じて法に基づく監督措置を講ずること。

３　事業規程の承認

農地中間管理機構が特例事業の全部又は一部を行おうとするときは、農地中

間管理事業規程とは別に特例事業についての事業規程を作成し都道府県知事がこれを承認する必要があります。

４　特例事業の内容

特例事業の具体的な内容は（１）から（４）までのとおりです。

（１）農地売買等事業

本事業は、農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業です（貸借による権利移転は農地中間管理事業で行うことが可能であるため、特例事業では農用地等の借受けは対象にしていません。）。なお、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するために、農業用施設の用に供される土地も当該事業の対象としています。

（２）農地売渡信託等事業

本事業は、売買差損の発生のため農地の売買による事業では対応しにくい農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業です。

（３）農地所有適格法人出資育成事業

本事業は、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいいます。以下同じです。）の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るため、農地所有適格法人に対して農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農地所有適格法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業です。

（４）研修等事業

本事業は、農地中間管理機構が農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業です。

５　信託法の特例

農地売渡信託等事業の実施に当たり、信託法（平成 18 年法律第 108 号）の適用上必要な特例措置が講じられています（法第 11 条第１項による農地中間管理事業の推進に関する法律の読み替え。）。

６　農用地利用集積等促進計画における特例事業の取扱い

特例事業を行う農地中間管理機構は、農地中間管理事業法第 18 条第１項の農用地利用集積等促進計画に、特例事業に関する事項として農用地等の所有権の移転に関する事項を含めることができます。

これにより、当該農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画で、農地中間管理権の設定等、賃借権の設定等、農作業の受委託及び所有権の移転を行うことができます。

７　支援法人

特例事業を行う農地中間管理機構の活動を支援していくために、支援法人が法律上位置付けられています。

支援法人の業務は、農地中間管理機構に対する債務保証、資金の貸付け及び

助成等が定められています。
農地中間管理機構は、支援法人が行うこれらの支援を活用し、特例事業の積極的な展開を図っていくこととしています。

８　他の事業との調整

特例事業は、その位置付けられている基本方針に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に即し、かつ農業構造の改善に資するための次に掲げる事業との連携・調和を図りつつ実施するものとします。

（１）地域計画推進事業
（２）農地中間管理事業
（３）農業者年金基金の行う農地等の借受け及び貸付けの事業
（４）農作業受託を促進する事業
（５）農用地等の簡易な条件整備事業
（６）交換分合、換地処分を伴う土地改良事業その他特例事業の実施地域内における農地保有の合理化に資するために行われる農用地等の権利の移動又は農業用施設等の取得に関する事業

９　国への報告

（１）都道府県知事は、法第８条第１項の規定により事業規程を承認したときは、速やかに当該承認書の写しにその他必要な書類の写しを添えて、その旨を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。（２）及び（３）において同じです。）に報告するものとします。
（２）都道府県知事は、年度開始後速やかに当該都道府県下の農地中間管理機構が行う事業に係る当該年度の事業計画を地方農政局長に提出するものとします。また、前年度の事業実績については、年度開始後３ヶ月以内に前年度末の財務諸表を添えて地方農政局長に報告するものとします。
（３）都道府県知事は、事業規程の承認の取消を行った場合には、当該取消通知書の写し、取消事由及び当該農地中間管理機構が特例事業の実施により買入れをした農用地等を保有している場合におけるその処分についての所見を添えて、その旨を速やかに地方農政局長に報告するものとします。

第10　農業経営発展計画の認定制度（第16条の２から第16条の７まで）

１　認定経営発展法人制度の趣旨

認定経営発展法人制度は、将来にわたる国民に対する食料の安定供給の確保に向け、地域の人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第２条第３項第２号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。

２　農業経営発展計画の作成

農業経営発展計画（法第 16 条の２第１項に規定する農業経営発展計画をいいます。以下同じです。）の認定を申請する農地所有適格法人（以下「発展計画申請法人」といいます。）が作成する農業経営発展計画は、様式第１号によるものとします。

発展計画申請法人は、農業経営発展計画に法第 16 条の２第２項第５号ハ又は第６号イ若しくはロに掲げる事項を記載する場合は、認定を受けた後遅滞なく権利を取得し又は転用する予定のもののみを記載することとします。

なお、農業経営発展計画においては、法第16条の４第１項から第３項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用についても、農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないか等を確認することを目的として必須記載事項としています。

３　農業経営発展計画の認定申請

発展計画申請法人は、様式第２号による申請書に農業経営発展計画その他必要な書類を添えて農林水産大臣に提出する必要があります。添付書類のうち経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間が通算５年以上であることを証する書面として、経営改善計画の認定通知書の写し等を提出するものとします。

発展計画申請法人が複数の市町村にまたがってその農業経営を行う場合、発展計画申請法人は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する農用地が所在する区域において作成された全ての地域計画に農業を担う者として記載されている又は記載される見込みがある必要があります。国は、提出された地域計画の写しに発展計画申請法人に関する記載を確認できない場合、当該地域計画を策定した市町村に情報提供を求めるものとします。

また、発展計画申請法人の定款には、農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定や、取締役の選解任の決定についての株主総会の決議が、会社法（平成17年法律第86号）第309条第２項に定める決議によらなければならないことが定められている必要があります。

４　農業経営発展計画の認定

（１）農業経営発展計画の認定基準

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行う際の具体的な認定基準は、別紙８に掲げるとおりとします。

（２）農業委員会又は都道府県知事等の同意

農林水産大臣は、発展計画申請法人により提出された農業経営発展計画（以下「申請発展計画」といいます。）に発展計画申請法人が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第３条第１項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されているときは、当該農用地の所在する市町村の農業委員会に対し協議するものとします。

当該農業委員会は、農地法第３条第２項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第９－１号を、同意をしない場合にあっては参考様式第９－２号を参考に回答してください。

また、農林水産大臣は、申請発展計画に発展計画申請法人が農地以外のものにしようとする農地（農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものに限ります。）又は農用地以外のものの用に供しようとするため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに限ります。）が記載されている

ときは、当該農用地の所在する都道府県知事等（農地法第４条第１項に規定する都道府県知事等をいいます。以下同じです。）に対し協議するものとします。

当該都道府県知事等は、参考様式第９－３号により農業委員会の意見を聴いた上で、農地法第４条第６項又は第５条第２項の許可要件に則して適当であると認めるときは、同意をするものとします。同意をする場合にあっては参考様式第９－４号を、同意をしない場合にあっては参考様式第９－５号を参考に回答してください。

なお、農業委員会は、法第 16 条の２第６項の規定により意見を述べようとするとき（30 アールを超える農地転用に係るものであるときに限ります。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要がありますので、参考様式第９－３号を参考に協議書を作成してください。

（３）農業経営発展計画の認定の処理期間

認定に要する標準的な処理期間は、１か月とします。農林水産大臣から農業委員会又は都道府県知事等へ協議を行う場合は、追加的に日数を要します。

農業委員会は、農林水産大臣より農地法第３条第１項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、当該協議があった日の翌日から起算して４週間以内に農林水産大臣に回答するものとします。

都道府県知事等は、農林水産大臣より農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可に係る事項が記載された申請発展計画の協議を受けた場合、農業委員会へ意見聴取を行った上で２週間以内（農業委員会へ意見聴取を行う日数を除く。）に農林水産大臣に回答するものとします。農業委員会は、都道府県知事等から当該意見聴取があったときは、当該意見聴取があった日の翌日から起算して３週間以内（都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く場合は、４週間以内とします。）に都道府県知事等に回答するものとしますが、農業委員会と都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見が異なる等特段の事情がない限り、速やかに手続を行ってください。

また、農業経営発展計画の変更の認定については、変更箇所についてのみ必要な確認を行うものであることから、標準的な処理期間にかかわらず速やかに手続を行うものとします。

（４）農業経営発展計画の認定の通知

農林水産大臣が農業経営発展計画の認定を行ったときは、認定した旨を発展計画申請法人に通知するとともに、申請書の写しを付してその旨を都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあっては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

農林水産大臣が認定要件に適合しないと判断し認定しないときは、認定しない旨及びその理由を発展計画申請法人に通知するものとします。

（５）認定発展計画の有効期間

認定発展計画の有効期間は、当該認定発展計画に記載された農業経営発展計画の期間とします。また、当該認定発展計画を変更した場合も同様です。

農業経営発展計画の始期は、申請から認定までの標準的な処理期間等を考慮して設定するよう留意してください。

５　認定発展計画の監督等

認定経営発展法人は、毎事業年度の終了後３か月以内に、農林水産大臣に認

定発展計画に記載した農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況等について、様式第５号により報告する必要があります。

また、これに限らず、農林水産大臣は、認定発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要があると認めるときは、認定経営発展法人に対して、必要な報告を求めることができます。必要があると認めるときとは、例えば売上高等の農業経営に関する数値が認定発展計画に記載された目標値から大幅に乖離しており、このままでは目標を計画通りに達成することが困難となる見込みがあること、当該措置が当初の計画よりも大幅に遅延していること等を実施状況報告書等において確認したときが考えられます。

加えて、農林水産大臣は、法第30条の２の規定に基づき、農業委員会に対し、認定経営発展法人が行った農地法第６条の規定に基づく報告の内容について情報提供を求めるものとします。

農林水産大臣は、実施状況報告書等において法第16条の６第３項各号に掲げる場合に該当することを認めたときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告するものとします。

６　認定発展計画の変更

認定経営発展法人は、認定発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を変更する場合、物資又は役務の取引の推進等の措置を変更する場合、認定発展計画に記載されていない新たな農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする場合等には、当該変更について様式第３号により農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

なお、農業経営発展計画の期間を延長する変更を行う場合、延長後の期間は、当初の認定発展計画の始期から 10 年以内とする必要があります。

また、認定経営発展法人は、認定発展計画について、認定経営発展法人の主たる事務所の所在地を変更すること、認定発展計画に記載された農地が転用された後、認定経営発展計画から当該農地の記載を削除すること等の軽微な変更を要するときは、変更があったときから１か月以内に、様式第４号によりその旨を農林水産大臣に届け出る必要があります。

７　認定発展計画の取消し

認定発展計画の取消事由は、法第16条の３第３項に規定するとおりです。

農林水産大臣は、認定経営発展法人が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、認定経営発展法人に対する是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定の取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれないと判断した場合には、当該認定の取消しを行うこととします。

農林水産大臣は、取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定経営発展法人に対しその旨を通知するとともに、都道府県知事等及び同意市町村に通知するものとします。同意市町村にあっては、農業委員会にその旨を連絡するものとします。

８　農業経営発展計画の再認定

認定発展計画の取組の終期を迎える認定経営発展法人が、継続的に農業経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を

点検し、改善すべき点を明確に意識した上で新たな経営発展の目標を設定し、提携事業者（認定経営発展法人の物資又は役務の取引の相手方をいいます。以下同じです。）と連携した取組の深化を通じて計画的に経営発展を図っていくことが重要です。農業経営発展計画の認定期間満了後も、引き続き、議決権要件の特例を受けて提携事業者と連携していくことを志向する認定経営発展法人は、時間的余裕をもって新たな農業経営発展計画（以下「新計画」といいます。）を作成してください。

農林水産大臣は、認定期間の満了を迎える認定経営発展法人から新計画の認定申請があった場合には、改めて認定基準に照らした上で、再認定の可否を判断します。なお、新計画においても取組期間は、10年以内とします。

再認定を受けず、農業経営発展計画の認定期間が満了した場合には、農業関係者が３分の１超を占めることとする議決権要件の特例が適用されなくなるため、農業関係者が過半を占めることとする通常の議決権要件を満たす必要があります。

９　農地法の特例措置

（１）農地法の許可みなし

認定経営発展法人に係る農用地の権利移動等について、認定経営発展法人は次に掲げる農地法の特例措置を受けることができます。

①　認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第３条第１項の許可があったものとみなす。

②　認定経営発展法人が認定発展計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第４条第１項の許可があったものとみなす。

③　認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第５条第１項の許可があったものとみなす。

他方、認定経営発展法人が農用地の権利の譲渡人となる場合、当該権利移動について記載された農業経営発展計画の認定を受けていないときは、農地法第３条第１項及び第５条第１項の規定による許可を受けることができません。

なお、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動、市街化区域内の農地転用、経営改善計画による農地転用等の法第16条の４第１項から第３項までの規定に基づく農地法の特例を受けない権利移動及び転用については、別途所要の手続をとる必要があります。

（２）農地所有適格法人の議決権要件の特例措置

提携事業者である食品事業者等が認定発展計画に従って認定経営発展法人に出資している場合、農地法第２条第３項第２号に掲げる農地所有適格法人の議決権に係る要件が緩和されます。この場合、当該食品事業者等は、最大３分の２未満まで認定経営発展法人に出資することが可能となりますが、議決権要件以外の要件に変更はないため、引き続き当該要件を満たす必要があること、当該要件を満たさなくなった場合には認定発展計画の取消しの対象となることに留意してください。

（３）農業経営発展計画の認定の取消し又は認定発展計画の期間が満了した場合

認定経営発展法人が認定を取り消された場合又は認定発展計画の期間が満

了した場合は、通常の農地所有適格法人における議決権の割合についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が議決権要件を欠くに至る場合には、当該法人が農業関係者以外の者から株式を買い取る、農業関係者に新株を発行する等の方法により再び議決権要件を充足するよう、農業委員会は、国と連携して当該法人を指導するものとします。

また、当該法人が農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第７条の規定による農用地の買収の対象となります。

10　関係機関との協力

農林水産大臣は、農業経営発展計画の認定等に関する事務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、情報提供その他の協力を求めることができます。必要があるときとは、例えば、申請発展計画の地域計画への寄与についての認定要件を審査する際、発展計画申請法人の営農の実態に関し農業委員会等から情報提供を求める必要があるとき、農業委員会又は都道府県知事等の協議に対する回答に関する詳細な情報を知り得る必要があるとき等が考えられます。

また、認定後においても、認定経営発展法人が認定要件を遵守し、計画に基づく措置を行っているか、国が責任をもって監督するため、農業委員会等に対し、当該認定経営発展法人の農用地の利用状況に関する情報の提供等を求めることがあります。

第 11　農業経営基盤強化促進事業（第 17 条）

農業経営基盤強化促進事業は、法第４条第３項各号に定める地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

① 農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で実施すること

② 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第７条第１項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第 23 条第１項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限ります。以下「市街化区域」といいます。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙９のとおりです。

第 12　地域計画推進事業（第 18 条から第 22 条の９まで）

1　地域計画推進事業の趣旨

地域計画推進事業は、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用を目標地図として明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る事業です。

基本構想を策定している市町村は、市街化区域を除き、都市部や中山間地域の別に関わらず、地域計画を策定するものとします。

また、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和３年６月 21 日閣議決定）において「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。」とされたことを踏まえ、地域計画については、複数の市町村による共同策定を可能とします。

なお、農地中間管理機構は、地域計画の区域外についても、農地中間管理事業及び特例事業を通じて利用権の設定等を行うことができます。

２　農業者等による協議の場の設置等

地域計画は区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用を明確化するものであることから、協議の場においてできるだけ幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、策定されることが重要です。また、策定された地域計画を地域農業の実態に応じて随時更新し、農地を利用しやすいよう農地の集約化等に向け内容を充実させていく取組（以下「ブラッシュアップ」といいます。）に当たっては、将来の地域農業の在り方や目標地図を基にした農用地の利用調整など、話合いの目的やテーマを明確化した協議の場をできる限り多くの回数開催するとともに、若者や女性、地域外の担い手、農業支援サービス事業者など多様な関係者にも参加を呼びかけ、協議の場に参加する機会を確保してください。

（１）協議の場の設置（第 18 条第１項）

市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設けることとし、具体的には、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話合いや合意形成が行いやすく、地域農業の持続的な発展が見込まれ、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとします。

協議の場の設置及び協議する事項の考え方は別紙 10 に掲げるとおりです。

（２）協議の進め方

①　推進体制の整備

市町村は、協議を円滑に進めるため、集落等の代表、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、都道府県（農業振興部局、普及指導員）等と相談・調整の上、役割分担を明確化した推進体制を整備し、地域一体となって取り組んでください。その際、市町村においては、協議の場や話合いの過程で生じた農業者等からの相談を確実に受けられるよう部局を越えた横断的な体制を整備した上で、農業者等からの相談窓口となる担当を明確化し、これを周知するよう努めてください。

②　協議の場を開催する準備（第 18 条第２項）

協議に当たって、市町村は、協議に係る区域の関係者の理解と協力を得るため、農業委員会の情報提供を受け、地域の農業者の年齢別構成（70 歳以上の者の就農の状況など、一定年齢階層の状況をまとめて記載することが有効です。）及び農業後継者の確保状況等の情報を基に作成した地図を活用した情報の提供やその他の必要な措置を講ずることとしています。

（ｉ）協議の場において活用する地図は、対象区域の農用地利用の現況を客

観的に把握するためのものです。なお、地図の作成に当たっては、全国農業会議所が運用する農業委員会サポートシステムを活用することが適当です。

（ⅱ）実のある協議とするため、農用地等や水利等の過去の経緯や市町村における人口や農業就業人口の見通しなどの客観的なデータを提示するなどにより、参加者が将来の具体的な状況を認識できるようにすることが重要です。

（ⅲ）市町村及び農業委員会は、説明会の開催や関係者へのアンケート調査等により、協議が行われる区域内で農用地等を保有し、又は利用する者の理解と協力をできる限り得ることを心がけてください。

（ⅳ）市町村は、協議の開催に当たり参加者に対し、当該協議を経て策定される地域計画では、農業を担う者ごとに将来利用する農用地等が目標地図でイメージとして公表されることを十分に周知してください。

（ⅴ）市町村は、国が定める食料・農業・農村基本計画及び農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、国内の農業生産に必要となる農地の確保が図られるよう、これらの情報を協議の場において提供してください。

③　協議の場の参加者

ア　協議の場への参加

協議の場に、具体的にどのような方々に話合いに参加してもらうかについては地域の実情に応じて市町村が判断していただいて構いませんが、地域計画は地域の農業の将来の在り方等を関係者が皆で考える重要な取組であるため、下記のようにできるだけ幅広く関係者から意見を聴くことが重要です。ただし、協議への参加は義務ではありません。

（ⅰ）農業者（集落の代表者、認定農業者、集落営農、入作農業者、10 年後の農用地等の継続的な利用が見込まれる農業者、10 年後までに農用地等の出し手になると見込まれる農業者、新規就農者、女性農業者、若手農業者、農業法人、新たに地域で農業を行う企業や新規就農希望者等）

（ⅱ）農用地等の所有者の代表者（農用地利用改善団体等）

（ⅲ）市町村

（ⅳ）農業委員、農地利用最適化推進委員

（ⅴ）農業協同組合

（ⅵ）農地中間管理機構の農地相談員（農用地等について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」といいます。）への働きかけ、受け手の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいいます。）

（ⅶ）土地改良区

（ⅷ）都道府県（農業振興局、普及指導センター、出先事務所等）

（ⅸ）その他の当該区域の関係者（農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村 RMO）等）

イ　協議の場における留意点

農用地の集積・集約化の方針を話し合うに当たっては、農用地の受け手の農業経営に支障が生じないようにする必要があります。

このため、農用地を集約化した上で作業をしやすくする、出し手が保全管理に参画するなど受け手の営農条件を整えることに配慮するととも

に、受け手の意向も十分に踏まえることが必要です。

市町村をはじめとする関係機関は、この点に十分留意してください。

④　協議の場の運営

市町村は、協議の日時・場所・内容等を調整しながら③の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとします。

この際、市町村の職員、農業委員、農地利用最適化推進委員、普及指導員等が協議の進行役を務め、話合いを進めてください。

地域の実情に応じて、協議を円滑に進めるための専門人材（農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業協同組合、土地改良区の職員やこれらのOBなど）を活用することも考えられます。

また、協議の場の開催については、対面による開催に加え、オンラインによる開催が基本です。このほか、地域の状況に応じてホームページや書面による開催など簡易な方法も可能ですが、あらかじめ開催方法を協議して定めてください。

なお、協議の場は、地域や農業関係機関が主導で開催することもできますが、市町村にあらかじめ場所や日時などを報告してください。

⑤　関係機関の役割

協議の場における関係機関の役割分担は下記のとおりです。なお、関係機関が協議の場において提供する資料の考え方は別紙10に掲げるとおりです。

（ⅰ）都道府県は、都道府県内の地域計画の策定・変更の進捗管理を行うとともに、都道府県段階の関係機関（農地中間管理機構、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等）と連携体制を構築し、それら関係機関が一体となって、実のある地域計画の策定・変更に向けて全面的に市町村のサポートを行ってください。また、地域計画の区域外において農業経営を営む者であって当該区域内の農用地について借受け等を希望する者（以下「地域外の受け手候補」といいます。）や新規就農者などの農業への新規参入を希望する者をリスト化して市町村等に情報提供するなど、農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮してください。さらに、普及指導員が協議の場に積極的に参加できるよう配慮し、地域の合意形成に向けたコーディネート役や地域の実情に応じた作物の導入の提案等の産地化に向けたサポートを行うなど、市町村等の取組を支援する体制を整備するとともに、市町村等と地域計画のブラッシュアップの取組状況を共有し、必要に応じて個別に市町村等をフォローアップするなど、地域計画のブラッシュアップが着実に進むよう、最大限のサポートをしてください。

（ⅱ）市町村は、全体の進捗管理を行うとともに、関連する市町村段階の計画や協定を参考に地域計画の策定・変更を進めてください。また、協議の場の運営に当たっては、実のある協議が展開されるよう、幅広い関係者に協議の場への参加を呼び掛けるほか、コーディネーターの派遣や、新規就農者等や後継者などの情報提供、受け手となる担い手による話合いの機会の提供等により、充実した協議を行うことが重要です。

（ⅲ）農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員を協議の場に参加させるとともに、日頃の農地利用の最適化活動を通じて、より多くの関係者の参加を促すための声かけ等を積極的に行ってください。また、当

該地域における農用地の出し手及び受け手の意向、これらの意向を基に作成・更新した現況地図（人・農地プランの作成の取組において現況把握のために作成した地図等）、新規就農者及び後継者の情報、遊休農地及び所有者不明農地並びに国有農地の情報を提供してください。

（ⅳ）農地中間管理機構は、農地相談員を通じて地域外の受け手候補の情報や意向を提供してください。

（ｖ）農業協同組合は、地域農業振興計画等の基本計画、組合員の経営意向、自らや子会社が行う担い手の支援・確保に関する取組の情報の提供を行ってください。

（ⅵ）土地改良区は、土地改良事業・施設改修の計画や土地改良施設の整備状況に関する情報提供、組合員の経営意向の提供を行ってください。

⑥　協議の結果の公表

市町村は、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表するものとします（協議の結果の様式は参考様式第５－１号を参照してください。）。なお、地域や農業関係機関が主導で開催した旨の報告を受けた場合も同様です。

３　地域計画の策定

市町村は、２の協議の結果を踏まえ、参考様式第５－２号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第 18 条及び第 19 条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の策定に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

（１）記載事項

地域計画では下記の事項を定めることとします。

①　地域計画の区域

②　①の区域における農業の将来の在り方

③　②の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

④　農業者その他の①の区域の関係者が③の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

（２）目標地図の作成

市町村は、（１）の③の目標として、（１）の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙 11 のとおりです。

また、地域計画には、農業を担う者として、その後の 10 年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。

なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。

（ｉ）　認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営

農組織、基本構想水準到達者）

（ⅱ）　（ⅰ）以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等）

（ⅲ）　委託を受けて農作業を行う者

また、農業を担う者として位置付けられた者が不測の事態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じる可能性もあることから、可能な範囲で、そのような状況において代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましいと考えます。

さらに、農業を担う者に農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じた場合には、速やかに農業委員会へ申し出るよう、農業委員会は、利用状況調査や利用意向調査の機会に加え、日常の戸別訪問や相談活動、地域の話合い、広報誌・ホームページへの掲載、チラシの配布等、あらゆる機会を捉えて、農業を担う者に対し、周知してください。

① 市町村による目標地図の作成

市町村は、農業委員会に対し、地域計画のうち目標地図の素案を作成し、提出するよう求めるものとします。

② 農業委員会による目標地図の素案の作成

農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成するものとします。この際、農業委員会は、市町村と連携しながら、農用地の所有者や受け手等と調整を進めてください。

「農用地の所有者又は利用者の農業上の利用の意向」の把握は、農業委員会が利用状況調査、利用意向調査、日常の戸別訪問及び相談活動等の機会を捉えて、毎月取り組むことが望ましいと考えます。その際、タブレットにより意向等の情報を集約し、それらの情報を農業委員会サポートシステムに反映するとシミュレーション機能を活用することで目標地図の素案を簡易に作成できるほか、地域計画区域内の農地面積の集計なども可能になるなど効率的です。また、意向把握と併せて、農地中間管理機構の活用及び農用地の集約化への協力について積極的に働きかけることが適当です。

（意向等の情報の例）

（ⅰ）今後の経営の意向（規模拡大、現状維持、規模縮小（離農）等）

※　規模拡大の場合は、時期、面積、エリア等

（ⅱ）農用地等毎の意向（貸し付けたい、農作業を委託したい等）

※　貸し出したい場合は、実行時期・期間、権利の種類等

③ 関係機関の協力

農業委員会は、目標地図の素案を作成するために必要があるときは、農地中間管理機構に対し、地域外の受け手候補及び委託を受けて農作業を行う者に関する情報の提供を求めることができます。この場合、農地中間管理機構の農地相談員は地域外の受け手候補と借受けに係る条件等を調整することとなります。

また、その他の関係者に対しては、以下のような協力を求めることができます。

（ⅰ）農業協同組合

組合員の経営意向（生産振興、農用地等の利用調整に係る情報）

（ⅱ）土地改良区
管内の土地改良事業、水利施設の情報
（ⅲ）農業経営・就農支援センター
地域外の受け手候補や新規就農希望者等の情報
（ⅳ）都道府県農業会議
当該会議が事務局を務める経営者組織、都道府県の農業法人協会等の団体の会員の意向

④ 農作業委託の活用等

③により地域外の受け手候補の掘り起こしなどを行った上で、受け手が見つからない場合には、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関は、地域の農用地等の農業上の利用をできる限り確保するため、以下のような組織へ農作業を委託することを検討してください。

（ⅰ）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）に基づく多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織
（ⅱ）農業協同組合等の農業支援サービス事業者
（ⅲ）農村型地域運営組織（農村 RMO）

その上で、目標地図の作成時にこれらの受け手が見つからないなどにより将来農業を担う者を示すことが難しい農用地については、当初の目標地図では「今後検討等」とした上で、目標地図の作成後にも調整しながら、目標地図を随時変更するようにしてください。区域内の農用地等における農業を担う者を関係者が一体となって不断に探し続けることが重要です。

⑤ 市町村による目標地図の素案の取扱い

目標地図の素案の提出を受けた市町村は、素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成するものとします。

（３）地域計画の要件

地域計画は下記の要件に該当する必要があります。

① 基本構想に即するとともに、法第５条第４項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事項を適切に定めているものであること。

（ⅰ）法第 19 条第２項第１号の区域において生産する主な農畜産物

地域の地域農業振興計画等を踏まえて、将来的にどの作物の生産を振興するのか、どのような産地形成を図るのか等を記載することとします。

（ⅱ）当該区域における農用地等の利用の方針

区域内の農用地の利用集積・農用地の集団化（集約化）の進め方等を記載することとします。必要に応じて、輸出促進を図っていくエリア、有機農業を行うエリア、種苗生産を行うエリア、特定品目の産地を目指していくエリア、新規参入を促進するエリア等を設定

することについても記載してください。なお、エリアを設定した場合は、それぞれのエリアを目標地図上に別途明記することが可能です。

（ⅲ）当該区域における効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

基本構想に定める目標に即して、地域計画の区域ごとに定量的な目標を記載することとします。中山間地域や担い手が著しく不足する地域などにあっては、地域の実情に即して、目標設定することも可能です。

（ⅳ）当該区域における農用地の集団化に関する目標

農用地の集団化に関する目標については、団地（一の耕作者によって利用される連坦した農地であって、概ね１ha（中山間地域では概ね 0.5ha）以上のもの）に該当する農地面積の増加を進めるものとします（団地数については、地域によって、既存の団地の集団化によって減らしていくことが適当な場合もあれば、分散した小規模農地の集団化によって新規の団地を増やしていくことが適当な地域もあるため、一律の目標設定はしないこととします。）。

（連坦した農地）

- 畦畔で接続する農地
- 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- 各々一隅で接続する農地
- 段状に接続する農地
- 借受希望者（耕作者）の宅地に接続している農地

ただし、樹園地等において、自然災害や病虫害からのリスク分散等の観点から、必ずしも集団化を進めることが適切ではない土地については、農用地の集団化の対象から除くことができます。

（ⅴ）（ⅲ）及び（ⅳ）の目標を達成するためにとるべき措置

目標を達成するための具体的な取組の内容として、農用地の集積及び集団化に向けた取組、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業の取組、農業を担う者の確保・育成、農作業受委託の取組、遊休農地解消に向けた取組、農業用施設の整備等に関する事項を記載してください。

４　地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新（年１回以上）し、完成度を高めていくことが重要です（地域計画策定マニュアル参照）。また、市町村は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要

が生じた場合や、新たな受け手を位置付ける等農業上の利用を目的として地域計画を変更する場合等には、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

（ⅰ）区域の名称の変更又は地番の変更

（ⅱ）農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除きます。）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更

（ⅲ）農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更

（ⅳ）その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない以下の変更

① 地域計画区域内において生産する主な農畜産物の変更や、有機農業を行うエリア設定等に係る農用地等の利用の方針の変更

② 地域の実情に応じて記載した、鳥獣被害防止対策、有機・減農薬・減肥料、スマート農業、畑地化・輸出等、果樹等、燃料・資源作物等、保全・管理等、農業用施設、耕畜連携等、営農型太陽光発電事業その他の取組の変更

③ 基盤整備事業や地籍調査等による、地域計画区域内の農業上の利用が行われる農用地等の区域の変更

④ 田畑転換をしたことによる、地域計画区域内の農用地等面積のうち田・畑の面積の変更

⑤ 経営規模の変更を伴わない個人経営体の法人化等に伴う氏名・商号の変更

⑥ 農業を担う者として地域計画に位置付けられた者が経営改善計画の認定を受けたこと等によるその属性の変更

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、２の協議で確認し、その結果を踏まえて、農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続を行う必要があります。この場合、地域計画の変更手続は、農用地区域からの除外や農地転用許可の後に行っても差し支えありません。

このほか、次に掲げる場合においては、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものと考えられることを踏まえ、その場合は、２の協議を行う前であっても、開発事業等に着手して差し支えありません。

（ⅰ）農地法第４条第１項ただし書各号に該当する場合

（ⅱ）農地法第５条第１項ただし書各号に該当する場合

５　地域計画の策定・変更時の意見聴取

市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者から下記に関する意見を聴くこととします。また、市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り関係者の理解を得られるように配慮してください。

（ⅰ）共通

協議の結果を踏まえた内容になっているか

（ⅱ）農業委員会

目標地図の素案を踏まえた内容になっているか

（ⅲ）農地中間管理機構

地域外の受け手の意向が反映されているか

契約している農地の状況を踏まえた内容になっているか

（ⅳ）農業協同組合

地域農業振興計画等と整合が図られているか

組合員の意向、自らや子会社の意向が反映されているか

（ⅴ）土地改良区

土地改良事業・施設改修の計画と整合が図られているか

土地改良施設の管理に支障がないか

（ⅵ）その他の関係者

関係者の取組に支障がないか

関係者の意向が反映されているか

この際、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができます。

６　地域計画の公告

（１）市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除きます。）は、その旨を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等を通じて公告し、地域計画の案を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供することとします。

（２）また、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

利害関係人から提出のあった意見書については、その要旨及び処理結果を一覧表に記載すること等により、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果を公表することが適当です。意見を踏まえた結果、地域計画の区域内の農用地を、農業外利用を目的に転用しようとする場合など、緊急的に地域農業の将来の在り方を再検討する必要があると判断した場合は、改めて協議する必要があることに留意してください。

なお、利害関係人は、農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者（農業協同組合等の各種支援策を実施する関係機関を含む。）など地域農業の持続的な発展に寄与する者が考えられます。

（３）市町村は、地域計画を定め、又は変更したときは遅滞なくその旨及び当該地域計画を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間

管理機構に地域計画の写しを送付することとします。

公告の方法は、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により行うこととしてください。また、地域計画に関する情報をインターネットに掲載する場合は、担い手や地域の関係者等が閲覧しやすいよう、市町村のホームページに地域計画専用のページを設け、情報をまとめるなどの工夫をしてください。

（４）都道府県は、（３）により市町村から提出のあった地域計画の写しについて、地域計画の策定又は変更の公告があった年度の翌年度の４月末までに農林水産省の本省又は地方農政局等（内閣府沖縄総合事務局を含みます。16 において同じです。）に提出するものとします。

７　地域計画に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

市町村は、法第 19 条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第６項の関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載や、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除したり、氏名に代えて記号や数字等による表示をしたりするなど配慮してください。

なお、地域計画の電子ファイルをインターネット上で公開するに当たって、個人情報を判別できないようにする場合には、当該ファイルについて、視覚上は個人情報を判別できなくとも、編集等によって個人情報を判別し得るものでないか、公開前に十分確認するようにしてください。

８　農業委員会による利用権の設定等の促進等（第 21 条）

（１）農業委員会は、地域計画の区域内において、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等の所有者等に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促してください。

具体的には、農業委員会が３（２）②において把握する情報を活用し、利用権の設定等を予定した日（地域計画の公告の日又は直近の意向調査の日から起算）の１年前の日が到来した場合には、速やかに所有者等及び受け手の候補者に対してその旨を通知することとし、その後も地域計画を踏まえ利用権の設定等が行われるよう進行管理に努め、必要な手続を行うこととしてください。

（２）地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めるようにしてください。

具体的には、利用権の設定等を予定した日が近接した場合のほか、農閑期や所有者等の世代交代のタイミング等を捉えて手続することが適当な場

合には、農地中間管理機構に申し出ることとしてください。

９　地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議（第22条）

農業委員会が地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、買入協議を行う場合には、以下の定めによるほか、別紙12の定めにより行うこととしてください。

（１）農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から当該農用地について所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地について農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画に即した利用権の設定等を行うことが困難な場合であって、当該農用地について、周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、買入協議を行う旨を通知するよう要請することができます。

（２）市町村の長は、（１）の要請を受けた場合、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとします。

（３）（２）の通知は、（１）の申出があった日から起算して３週間以内に行うものとします。

（４）（２）の通知を受けた所有者は、正当な理由がなければ、買入協議を拒んではならないこととなります。

（５）（２）の通知を受けた所有者は、当該通知があった日から起算して３週間を経過するまでの間は、買入協議を行うこととされた農用地を農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならないこととなります。

農地中間管理機構による農用地の買入協議は、地域計画の達成に資する農用地の利用権の設定等を促進するために設けられた制度であり、地域計画の区域内の農用地の所有者から農業委員会に所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があった農用地について、農地中間管理機構が買入協議を通じて当該農用地を買い入れた場合、その譲渡所得から1,500万円を特別控除する特例措置が設けられています。

10　利用権の設定等に関する協議の勧告（第22条の２）

市町村は、地域計画において地域全体で有機農業や基盤整備事業などに取り組むことが定められた場合において、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとします。

11　地域計画の特例（第 22 条の３等）

（１）農業委員会等による提案

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（以下「対象区域」といいます。）の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、農地中間管理機構及び対象区域内の農用地等の所有者等の３分の２以上の同意をあらかじめ得た上で、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨等を市町村に提案できるものとします。なお、３分の２以上の同意を得るに当たっては、できる限り丁寧に話合いを行い、地域での合意形成に努め、できる限り多くの所有者等の同意を得ることが望ましいと考えます。

当該提案を受けた市町村は、提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、理由を明らかにした上で、遅滞なく、当該提案をした者に通知するものとします。

なお、当該提案に係る事項が定められている地域計画（当該事項に係る部分に限ります。）の有効期間は５年となります。

（２）特例に係る区域における利用権の設定等の制限

（１）の事項が定められた地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等（農作業の委託を除きます。）は農地中間管理機構に対してのみ行うものとし、農地中間管理機構以外の者に対して利用権の設定等を行った者については 50 万円以下の過料に処すこととしています。ただし、被災した農作物の育苗施設の代替施設を一時的に設置するために相対で地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等を行う場合など、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合はこの限りではありません。

また、農地中間管理機構は（１）の事項が定められた地域計画の区域内の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合、正当な対価による利用権の設定等を受けるものとし、また、当該所有者等は農地中間管理機構に対して利用権の設定等を行う農用地等について、農地中間管理機構経由で一定の期間において再度利用権の設定を受けることができます。

（３）税制の特例

（１）の事項が定められた地域計画の区域内の農用地の所有者の申出に基づき、農地中間管理機構が当該農用地を買い入れた場合には、その譲渡所得から 2,000 万円を特別控除する特例措置が設けられています。

12　地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定（第 22 条の５）

農地中間管理機構は、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定める際には、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資することとなるようにします。

例えば、目標地図に位置付けられた受け手が 10 年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更には当たらず、このような取組についても地域計画の達成に資するものと判断することができます。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならなくなった場合には、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると市町村が認めるのであれば、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断して差し支えありません。

13　土地改良法の特例（第 22 条の６）

都道府県又は市町村（以下「都道府県等」といいます。）は、農地中間管理機構が農地中間管理権又は所有権を有する農用地を対象として、事業参加資格者の申請や費用負担によらずに都道府県等の判断により実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連農地整備事業」といいます。）について、地域計画を策定した区域においては、農地中間管理機構が取り扱う農業経営又は農作業（以下「農業経営等」といいます。）の委託に係る農用地を機構関連農地整備事業の対象に含めることができます。この場合、法により読み替えて適用する土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の３（第 96 条の４第１項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する事項のほか、下記の点に留意して手続を行ってください。

都道府県等は、土地改良法第 87 条の３第２項の規定に基づき機構関連農地整備事業に係る事業計画概要等について農地中間管理機構の同意を得る必要がありますが、農地中間管理機構は、当該同意をするときは、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第３条に規定する資格を有する者に対し、事業計画概要等を書面により示して、その者から書面（電磁的記録を含みます。以下この 13 において同じです。）により同意を得る必要があります。

また、農地中間管理機構は、土地改良法第 87 条の３第４項の規定により機構関連農地整備事業を行うべきことを都道府県等に要請することができますが、その際にも、農業経営等の委託に係る土地について、あらかじめ土地改良法第３条に規定する資格を有する者から書面により同意を得る必要があります。

なお、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たって、あらかじめ、その相手方に対し、機構関連農地整備事業が行われることがあることについて書面により説明する必要がありますので留意してください。

また、当該特例を活用する場合の農地中間管理権等又は農業経営等の委託の期間及び特別徴収金の考え方については、以下のとおりです。

（１）農地中間管理権又は農業経営等委託の期間

事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が 15 年以上である必要がありますが、当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託の期間が 15 年以上である場合についても認められることとなります。

（２）特別徴収金

都道府県等は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する事業の施行に係る地域内の土地について、目的外用途に供した場合や、所有者が農地中間管理権に関する契約を解除した場合、農地中間管理機構から事業の施行に係る地域内の土地の所有権の移転を受けた者又はその承継人が、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、事業による効果が喪失する

こと等から、その土地に投下された土地改良事業投資額について、条例で特別徴収金として所有者等から徴収することができます。

当該特例を活用する場合には、これに加え、農業経営等の委託を解除した場合についても特別徴収金の徴収対象に含まれることとなります。

なお、機構関連農地整備事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して、農業経営等の委託の期間又は農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらを合算した期間が 15 年以上となる場合は、特別徴収金を徴収する場合に該当しないものとすることが適当と考えます。この場合、都道府県等は、当該内容を踏まえた条例を定めることが必要となります。

14　農地法の特例（第 22 条の７）

法第 22 条の 7 第 1 項及び第 2 項の「遅滞なく」とは、地域計画の区域が農業上の利用が行われる農用地等の区域であることに鑑み、当該区域内の遊休農地（農地法第 32 条第 1 項に規定するものをいいます。）に係る農地法第 37 条又は第 41 条第 1 項に基づく裁定の申請に当たっては、申請に係る農地で農地中間管理事業規程（農地中間管理事業法第 8 条に規定するものをいいます。）に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものから、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次申請を行うこととなります。

15　農業振興地域の整備に関する法律の特例（第 22 条の８及び第 22 条の９）及び農地法に基づく手続き

（１）農用地区域として定めるべき旨の要請

地域計画の区域内の農用地は、農業上の利用が行われる農用地であり、今後もその利用が確保されることが期待されることから、地域計画の区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、当該農用地につき権利を有する者の全員の同意を得た上で、当該農用地の区域を農振法における農用地区域として定めるべきことを要請することができます。

当該要請に基づいて市町村が農業振興地域整備計画の変更を行う場合には、これらの権利者による農振法の農用地利用計画の案への異議の申出等の手続を省略できることとしています。

（２）農用地区域からの除外制限等

11 の地域計画の特例が定められた地域は、農用地等の所有者等の提案を基に定められ、地域計画の達成に向けて農業上の利用が確保され続ける必要性が高いことから、農用地区域からの除外要件を満たしている場合に加え、当該計画の有効期間が満了している場合に限り、農用地区域から除外を行うことができます。

16　地域計画の達成に向けた支援及び取組状況のフォローアップ

国は地域計画の着実な達成に向け、担い手や地域の関係者による話合い、地域外からの企業等の受入れ、土地改良事業、農地中間管理機構の活用等を整理した優良事例の展開や、地方農政局等における地方公共団体や関係機関からの問合せに対応するためのサポート窓口の設置、その他話合いを円滑に進めるための支援等の措置を農林水産省の本省及び地方農政局等が連携しな

がら講じます。

また、地域計画の達成に向けた取組及び目標地図の充実を図るためのフォローアップを地方公共団体と連携しながら、毎年、定期的に把握し、必要に応じて助言等を実施します。

第13　農用地利用改善事業（第23条から第26条まで）

１　趣旨

農用地利用改善事業とは、一定の地縁的なまとまりのある地域において、地域内の農用地に権利を有する者の２／３以上の者によって組織された農用地利用改善団体が、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地を集積し、担い手の育成・確保を図ろうとするものです。

２　農用地利用規程の作成

（１）農用地利用規程の作成

農用地利用改善団体は、地域における話合いを通じて、農用地利用改善団体の準則となる農用地利用規程を定め、市町村から認定を受けることができます。当該規程に定める事項は次のとおりです。

①　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

②　農用地利用改善事業の実施区域

③　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

④　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

⑤　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

⑥　その他必要な事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙13に掲げるとおりとします。

（２）特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

地域計画の策定に当たって、将来の担い手の確保が困難な地域においては、既存の特定農業法人等が農用地の相当部分を利用することが期待されます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙13のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（１）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

①　特定農業法人等の名称及び住所

②　特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標

③　特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

④　農地中間管理事業の利用に関する事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙13に掲げるとおりとします。

３　農用地利用規程の認定

（１）農用地利用規程の認定を受けようとするときは、参考様式第６－１号により申請書１通及びその写し１通に所要の添付資料を添えて農用地利用改善事業の実施区域を管轄する市町村に申請します。

（２）市町村は、農用地利用規程の認定をしようとするときは、農業委員会及び実施区域を地区とする農業協同組合の意見を聴くものとされていますが、これらを含む地域農業再生協議会や第三者組織の意見を聴くことが適当です。また、当該認定に当たっては、市町村は、農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであることを確認する必要があります。

（３）市町村は、農用地利用規程を認定したときは、参考様式第６－４号によりその旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公告するとともに、参考様式第６－５号により認定した旨を当該団体に通知してください。

（４）特定農用地利用規程の認定要件は、法第 23 条第３項各号及び同条第６項各号に掲げられているとおりですが、同条第６項第１号の中の「相当部分」とは、特定農業法人にあっては、その区域内の農用地面積（当該地区内に認定農業者がいる場合は、当該認定農業者が集積する面積を除きます。）の過半を、特定農業団体にあっては、３分の２をいいます。

４　特定農用地利用規程の有効期間及び延長

特定農用地利用規程の有効期間は５年と規定されていますが、特定農業法人等の同意を受け、市町村の承認を受けた場合は、５年を超えない範囲内で有効期間を延長できることとされています。市町村は、農用地の利用の集積の目標の達成状況等を勘案して承認を行うものとしますが、特定農業団体を定めた農用地利用規程についての延長承認は、農業経営を営む法人となることができなかったことにつきやむを得ないと認められる事由がある場合等に限定することが適当です。

５　農用地利用規程の変更及び取消し

（１）市町村は、農用地利用規程の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が農用地利用規程の認定要件を満たしているかどうかを審査します。ただし、特定農業団体が、農業経営を営む法人となる場合、組織変更前後で、構成員に同一性が認められ、当該農業経営を営む法人の組合員、社員又は株主の過半が、当該農業経営を営む法人に組織変更する前の特定農業団体の構成員により占められていれば、変更の認定は不要です。

（２）市町村は、次に掲げる事由に該当する場合は、認定を取り消すことができますが、この取消しを行う前に当該農用地利用改善団体に対し必要な是正措置を講ずるよう十分指導することが適当です。

①　市町村が認定した農用地利用規程（変更があった場合には変更の認定又は届出後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないこと。

②　農用地利用改善団体が所要の要件を満たさなくなったこと。

③　基本構想が変更され、農用地利用規程が基本構想に適合しなくなったにもかかわらず、遅滞なく変更の認定を受けなかったこと。

６　指導及び助言

（１）市町村は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促すものとします。

（２）市町村は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努めるものとします。

７　認定農業者等に対する利用権の設定等の勧奨等

（１）農用地利用改善団体は、捨てづくりが発生している農用地等がある場合には、認定農業者等に当該農用地について利用権の設定等を行うよう勧奨してください。なお、勧奨に当たっては相手方の耕作する意思を十分に確認し、相手方に農地の耕作の意思がなく、勧奨にも応じない場合には、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずることを求めることもできます。

（２）また、このような農用地がある場合には、その区域内の特定農業法人等は当該農用地について利用権の設定等を受け、農用地の効率的かつ総合的な利用に努めてください。

（３）今後、農業者の世代交代が進む中で、相続による農地の分散化や農地所有者の不在村化が懸念されます。遊休農地の発生防止を含め地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、相続の発生に備え、農用地利用改善団体が中心となって、地域の農用地の利用のあり方を農用地利用規程を活用して取り決めておくことが重要なので、この農用地利用規程の策定に当たっては、市町村及び地域農業再生協議会等の農業関係機関・団体が積極的に話合い活動に参画し、支援を行ってください。

８　農業協同組合法の特例

法第 23 条第１項の認定を受けた農事組合法人は、農用地利用改善事業を行うことができることとされていますが、この特例は、農業協同組合法第 72 条の 10 第１項第１号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を行う農事組合法人を対象としています。

９　土地改良法の特例

農用地利用改善団体たる農事組合法人は、土地改良法の特例として、同法の定めるところにより土地改良事業を行うことができることとされています。

なお、この農事組合法人が行い得る土地改良事業とは、土地改良法第２条第２項各号に掲げる土地改良事業の全てです。

第 14　委託を受けて行う農作業の実施の促進（第 26 条の２及び第 27 条）

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、地域に担い手がいない、又は不足しており農地の受け手が見つからない場合、農業協同組合や農業支援サービス事業者等が、委託を受けて農作業を行うこと（以下「農作業受託事業」といいます。）が重要です。

この際、農作業の委託の活用を進めるためには、農作業受託事業を実施する

者が受託可能な農作業の種類やエリア、受託料金等のサービス内容に関する情報が、農作業を委託する農業者や農用地の利用関係の調整を行う農業委員会、農地中間管理機構等に提供されるとともに、その情報を踏まえ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等が農作業の委託のあっせんを適切に行うことが重要です。このため、市町村は、農作業受託事業を実施する者に対して、農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和３年３月 26 日付け２生産第 2478 号農林水産省生産局長通知）等に基づきサービス内容を情報提供するよう働きかけるとともに、農業委員会、農地中間管理機構等が行う農作業の委託のあっせんの促進等の措置を講ずるように努めるものとします。

加えて、農作業受託事業を実施する者を確保するため、農業協同組合は、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等に努めるほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとします。

このほか、農作業の委託が促進されるためには、農作業を効率的に実施することができる先端的な技術の普及が重要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、スマート農業技術やその支援措置等の情報を広く提供するように努めるとともに、農作業受託事業の実施に必要な助言、指導、資金の融通のあっせん等を行うように努めるものとします。

第 15　認定農業者等に関する情報の利用又は提供（第 30 条の２）

個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

この点について、法第 30 条の２の規定は、各機関において認定農業者、認定新規就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する個人情報の目的外利用及び外部提供を行うに当たっての法律・条例上の根拠を設けるものです。

このことを踏まえ、各機関においては、法第 30 条の２の規定に基づく認定農業者、認定新規就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する情報の提供依頼があった場合には、適切に対応してください。

第 16　法人化の推進等（第 32 条）

農業経営を発展させていくためには、的確かつ機動的な経営判断を行うことができ、投資財源の確保・雇用の安定・円滑な継承の面でもメリットのある法人経営を拡大していくことが重要です。このようなことから、国及び地方公共団体は、複数の個人経営や集落営農の法人化、将来法人化することを目指す集落営農の組織化、企業の農業参入等を推進するとともに、農業法人が規模拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくなどの措置を講ずるよう努めるものとします。

これらの取組に当たっては、法人化のメリット等を丁寧に説明するとともに、農林水産省が提供する農業法人化支援システム（https://agri-incorp.maff.go.jp/）の活用を促すほか、農業経営・就農支援センターによる組織や経営体の実情に応じた農業経営に関する援助などの支援策を講じて進めてください。

第 17　無利子貸付制度（附則第８条）

法附則第８項の国の利子補給制度は、ほ場整備事業等の実施を契機として担い手への農用地の利用集積を促進するため、特定の土地改良事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、公庫が行う無利子の貸付けについて、国が当該貸付けに関する利子補給契約を公庫と結ぶことができるものです。なお、本制度の運用については経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年４月１日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官依命通知）及び経営体育成促進事業実施要領（平成 15 年４月１日付け 14 農振第 2432 号農林水産省農村振興局長通知）により定められています。

第 18　推進体制等

１　市町村における推進体制

農業経営基盤の強化を促進するための措置が効果的に実施されるためには、関係農業者等の農用地の利用あるいは経営の改善に関する意向に即しつつ、その改善のための調整が関係農業者等の主体的な参加の下に進められることが重要です。このため、市町村は、地域農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等の関係機関・団体等と連携して、基本構想の内容について検討するとともに、農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施及びその推進方策について協議してください。

２　都道府県における推進体制

都道府県は、基本方針の策定、農地中間管理機構が行う特例事業の実施、農業経営基盤強化促進事業の推進等について、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第２の１に規定する都道府県農業再生協議会をいいます。）、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業公社、農業経営・就農支援センターその他の関係機関・団体が一致協力して取り組めるような体制の整備を図ってください。

附則

（令和元年 11 月１日付け元経営第 1597 号）

１　この通知は、令和元年 11 月１日から施行します。

２　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。

３　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附則

（令和２年３月 31 日付け元経営第 3193 号）

この通知は、令和２年４月１日から施行します。

附則

（令和３年４月１日付け２経営第 3412 号）

１　この通知は、令和３年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。

４　この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

５　農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについて（平成５年９月 20 日付け５構改Ｂ第 952 号農林水産省構造改善局長通知）は、廃止します。

６　この通知による廃止前の農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについてに基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

附則

（令和４年４月１日付け３経営第 3217 号）

１　この通知は、令和４年４月１日から施行します。

２　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附則

（令和５年４月１日付け４経営第 3216 号）

１　この通知は、令和５年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。

４　この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

５　進め方通知は、廃止します。ただし、進め方通知に基づく人・農地プランについては、令和７年３月 31 日までの間は、なお従前の例によるものとし、同通知に基づき「実質化された人・農地プラン」として取り扱える既存の人・農地プラン及び同種取決め等についても、令和７年３月 31 日までの間、なお従前の例により「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

６　市町村は、令和７年３月 31 日までの間は、進め方通知に基づき、なお従前の例により新たに人・農地プランを策定することができます。

７　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるものとされた規定に関するこの通知の適用については、なお従前の例によるものとします。

附則

（令和６年４月１日付け５経営第 3229 号）

１　この通知は、令和６年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。

４　この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附則

（令和７年４月１日付け６経営第 3266 号）

１　この通知は、令和７年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。

４　この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附則

（令和８年４月１日付け７経営第 2989 号）

１　この通知は、令和８年４月１日から施行します。

２　この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

附則

（令和８年６月５日付け８経営第 646 号）

１　この通知は、令和８年６月５日から施行します。

附則

（令和８年９月 30 日付け８経営第 1468 号）

１　この通知は、令和８年９月 30 日から施行します。ただし、第６の６及び第７の 12 の改正規定は、令和８年 10 月１日から施行します。

２　この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。

４　この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

（別紙１）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

都道府県における農業生産、農業構造等の 10 年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき年間の所得水準、労働時間等の基本的考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき年間の所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、これを支援していくための諸施策について記述します。

併せて、このような農業経営の育成と関連し、新規就農者数の確保目標を記述するとともに、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき年間の所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者（注）が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間の所得水準を記述します。基本方針はおおむね５年ごとに定めることとされていますが、目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき年間の所得水準及び労働時間は、農業経営開始から５年後に達成すべき目標として示すものとします。この場合、当該目標の認定について、本方針に定める効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき水準に対する割合で示す等工夫をすることが可能です。

注：「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担う者であり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（法人経営においては経営者や当該法人の組織規則により権限・責任の内容及び範囲が明らかな役員、家族経営においては代表者等）のことです。

第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

１　育成すべき農業経営の指標として、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。

２　営農類型については、地域において展開している主な営農類型について示すものとし、単一経営のみならず代表的な複合経営、集約的な施設型農業経営等の営農類型についても記述するものとします。

３　本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。

（１）「農業経営の規模」については、目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準及び労働時間を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるので、経営全体の面積規模だけでなく、部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

このほか、農地の規模拡大の取組のみならず、認定申請者の行う農業経営と一次的な関連を持ち農業生産の安定・発展に寄与する農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：「特定作業受託」とは、受託者が、基幹三作業（水稲にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあってはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。

（２）「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、必要に応じて導入の可能性の高い先進的技術や生産に関する認証制度、有機農業等の取組を示すことも可能です。

その全ての技術内容（資本装備、作付体系等）について記載する必要はありませんが、規模とともに農業経営の態様を示す重要な指標である集約度に関連するので、経営の集約度に影響を及ぼす技術的要素等については記載してください。

（３）「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、スマート農業技術の活用、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

（４）「農業従事の態様」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき農業従事の態様の指標として、例えば、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減、労働災害に関する補償、年金制度に関すること、休日制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。

（５）複数農業者や集落単位で組織する法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の年間労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る主たる従事者の年間の所得水準となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第２の２　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

１　青年等が目標とすべき年間の所得水準や労働時間を実現しうる農業経営の指標として、第２の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個人経営体、団体経営体別）に記述するものとします。

２　指標の作成に当たっては、目標とすべき年間の所得水準、労働時間等を当該都道府県において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

３　青年等が役員の過半数を占める法人（団体経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、農業経営で生計が成り立つ水準のものとなるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第３　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

都道府県における農業を担う者の確保及び育成の考え方、農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針、都道府県が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報共有等について記述してください。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合や、農用地の利用の効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにする観点から、農用地の集団化（集約化）の考え方をおおむね 10 年後を見通して記述するものとします。この農用地の集団化（集約化）の場合には、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹３作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めて設定するものとします。

また、目標については、都道府県の全域での設定に加え、平場地域、中山間地域等、地域の特性に即して設定することも可能です。

なお、育成すべき経営の数の目標は、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を示す一つの指標とも考えられるので、必要に応じて上記の考え方と併せて参考として掲げることも有益です。

第５　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

農業経営基盤強化促進事業の全体の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、事業の推進に関連した都道府県段階の推進体制の整備、普及指導センター、農業経営・就農支援センター等都道府県内の指導機関の位置付けと役割について記述してください。

第６　農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等を記述してください。

なお、当該法人が実施する特例事業の事業実施地域の全域で特例事業が活用されるよう配慮するとともに、農地中間管理事業による貸借による農地集積・集約化の取組を阻害しないように留意して事業を実施してください。

（別紙２）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と同様に記述するものとしますが、その地域において目標とする姿がより具体的に示され、農業者、新たに農業経営を営もうとする青年等や関係団体等にわかり易いものとなるよう配慮する必要があります。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

１　指標の作成に当たっては、基本的には、当該市町村又はその近隣の市町村において既に実現しているような優良な経営の主たる従事者の年間の所得水準及び労働時間等を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

２　目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準については、自然的経済的社会的条件を勘案して、必要に応じて随時見直しを行い、適切な水準となるよう努めることが重要です。

３　基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において農業経営の指標として示すものとします。

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

１　指標の作成に当たっては、目標とすべき年間の所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要です。

２　基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において農業経営の指標として示すものとします。

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関す

る事項

農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組について記述するものとします。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」と同様に記述するものとします。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、市町村全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について具体的に記述することとします。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

１　第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準として、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準、その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項として、地域計画の策定の進め方（関係機関との関わり方等）や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について記述します。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の実施を促進するための方策、農用地利用改善事業の実施区域の基準、農用地利用改善事業の内容、農用地利用規程の内容、農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含みます。）、農用地利用改善団体に対する指導・援助等を記述します。

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農作業の受委託の促進、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取

組等を記述します。

（別紙３）

農業経営・就農支援センターの運用に関する規程の内容

第１　総則

１　目的

本規程において、都道府県が整備する農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）が、法第 11 条の 11 の規定に基づき、業務を適正かつ確実に運営するために必要な運営方針、運営体制、業務の内容や実施方法等に関する事項を定める旨を記述します。

２　運営方針

都道府県が作成する基本方針に即して、センターが農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な体制、業務の内容や実施方法等の運営方針を記述します。例えば、「本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成するとともに、新規就農や新規参入する者などの農業を担う者を幅広く確保し育成する。また、センターは、法及びその他の関係法令によるもののほか、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に則した本規程に従い、センターに関する業務について関係機関等と相互に連携協力し、効率的かつ適正に実施する。」といった内容を記述することが考えられます。

第２　運営に関する事項

都道府県が整備するセンターの運営について、センターとしての業務を行う拠点の名称、センターとしての運営体制（センターの事務を担う事務局、センター事業全体を統括する責任統括、センター事務全般を担う事務局長、農業経営サポート活動を統括する経営統括、就農サポート活動を統括する就農統括又は参入サポート活動を統括する参入統括を担う者、伴走機関、センター運営会議、相談窓口（サテライト窓口を含む。）、専属スタッフ、経営戦略会議の設置、役割分担及び業務範囲など）、センターとしての業務を委託する組織の名称と業務範囲、士業等の専門家の確保・育成に関する事項、その他センターとしての機能を担う体制の整備のために必要な事項を記述します。

ただし、センターの事務局は都道府県の組織内に設置するものとし、責任統括、事務局長、経営統括、就農統括及び参入統括は都道府県職員を配置してください。

第３　業務の内容・実施方法に関する事項

センターが農業を担う者を確保及び育成するために行う農業経営・就農等サポート活動、農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動、その他農業を担う者の育成・確保活動について、具体的な業務内容や実施方法等について記述します。

第４　その他

第３に記述した業務に付随する事項（業務に関する情報管理、事務処理基準など）について記述します。

（別紙４）

農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い

第１　関連事業者等の取扱い

１　関連事業者等とは、例えば、農畜産物を安定的に購入する食品加工業者及びスーパーマーケット、農作業の受委託契約を締結した者、農地所有適格法人に対して労働力を提供する派遣契約を締結した法人、農業生産資材の販売会社、農産物運送業者やライセンス契約する種苗会社等が該当します。

２　関連事業者等が「当該農業経営の改善のために行う措置」とは、その経営の財務基盤の強化を図るために行われる出資又は資金の融通のほか、関連事業者等との間における取引関係又は役員の兼務を通じて行われる生産技術や経営技術の提供など農業経営の合理化や安定発展等が見込まれる措置が該当します。

第２　農地法の特例措置

１　関連事業者等による出資の特例措置（法第 14 条の２第１項）

（１）特例措置の適用を受ける者

法第 14 条の２第１項の特例措置は、農地所有適格法人が作成し、市町村等の認定を受けた経営改善計画に従って関連事業者等が出資を行う場合に適用されるものであり、その対象となるのは、当該計画に記載された関連事業者等及び当該農地所有適格法人（認定後に新たに農地等の権利を取得し農地所有適格法人となると見込まれる者を含みます。）です。

（２）出資により議決権を保有できる範囲

本特例措置の適用対象となる関連事業者等のうち耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人については、農地所有適格法人の構成員として必須となる常時従事者（農地法第２条第３項第２号ホ）の保有する議決権を除き、その割合について制限を受けずに出資することが可能です。

また、これ以外の者が経営改善計画に従って出資する場合にあっては、その保有できる議決権の割合は、当該関連事業者等を含む農地法第２条第３項第２号イからチまでに掲げる者以外の者の議決権の合計が全体の２分の１未満となる必要があります。

２　関連事業者等による役員兼務の特例措置（法第 14 条の２第２項）

（１）特例措置の適用に係る要件

法第 14 条の２第２項の特例措置は、子会社である農地所有適格法人が作成し、市町村等の認定を受けた経営改善計画に従って、当該子会社の親会社である関連事業者等の役員が、当該子会社の役員として兼務する場合において、当該子会社に適用されるものであり、その具体的な要件は次のとおりです。

①　親会社である関連事業者等が、１の出資の特例措置により、当該子会社の議決権の過半を有していること（規則第 14 条第１項第３号本文）

②　親会社である関連事業者等が、法第 12 条第１項の認定を受けた農地所有適格法人であること（規則第 14 条第１項第３号本文）

③　当該子会社の役員として兼務する役員（以下「兼務役員」といいます。）

が、親会社である関連事業者等の行う農業に常時従事する者（農地法第２条第３項第２号ホに規定する常時従事者をいいます。）であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること（規則第 14 条第１項第３号イ）

④　兼務役員が、当該子会社の行う農業に年間 30 日以上従事すること（規則第 14 条第１項第３号ロ）

（２）留意事項

①　経営改善計画の認定の際に、次の点につき、子会社である農地所有適格法人に説明を行う必要があります。

・　兼務役員の農業従事日数については、法第 12 条第１項の認定申請時及び農地法第６条に規定する農業委員会への報告時に記載することが必要であること。

・　後日、農業委員会、市町村等から農業従事日数の根拠を求められた場合に提示できるよう、兼務役員の従事日数を示す日報や会議録等を作成しておく必要があること。

②　兼務役員は、子会社である農地所有適格法人の株主である必要はありません。

３　農地所有適格法人要件の遵守

本特例措置の適用を受けようとする農地所有適格法人は、経営改善計画の認定の有効期間経過後に農地所有適格法人要件を欠くこととならないよう留意する必要があります。

４　経営改善計画の認定の取消しが行われた場合

経営改善計画の認定の取消しが行われた場合には、通常の農地所有適格法人における議決権の割合や、役員の農業常時従事日数についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が農地所有適格法人の要件を欠くに至る場合には、他の構成員への議決権の譲渡又は減資、役員の農業従事日数の引上げ等を行うよう、農業委員会は、認定の取り消しを行った市町村等と連携して当該法人を指導する必要があります。

また、農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難となった場合には、農地法第７条の規定による農地等の買収の対象となります。

（別紙５）

農業経営改善計画の認定基準

第１　基本構想に照らし適切なものであること

１　農業経営の規模

（１）申請された経営改善計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる年間所得に基づいて、基本構想で設定した目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。

（２）経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。

（３）基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している営農活動全体から得られる年間所得に基づいて基本構想における目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準以上であれば、認定するものとします。

（４）申請された経営改善計画における目標の年間所得が基本構想における目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準を下回る場合でも、認定申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される主たる従事者の年間の所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

（５）認定申請者が農地の規模拡大の取組のみならず、認定申請者の行う農業経営と一次的な関連を持ち農業生産の安定・発展に寄与する加工・販売や６次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる主たる従事者の年間の所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

　なお、目指すべき主たる従事者の年間の所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び６次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

（６）農業経営の様態が多様化していることを踏まえ、基本構想に適合するかの判断は主たる従事者の年間の所得水準による判断のみで十分とします。なお、基本構想に設定されているか否かに関わらず、経営の改善・発展に向けた取組として、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等について、経営改善計画に記載することができます。

２　その他

次に掲げる事項に留意してください。

（１）認定農業者となり得る者は、法律上の人格を有する自然人（個人）及び法人であり、人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできません。

　ただし、既に法人設立への具体的な手続を開始している人格を有していな

い集落営農については、当該集落営農組織を法人化する計画を含んだ経営改善計画であれば、認定申請を行うことができます。なお、当該計画の認定については、当該集落営農が法律上の人格を有した場合に行うことができます。

また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。

（２）農業者が集落営農に構成員として参加し、権原を有する農地の全てを供した場合には、

① 当該農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、

② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、

当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものと取り扱います。

（３）申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする年間所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

（４）小規模な経営など、基本構想で示す主たる従事者の年間の所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、１（４）の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す主たる従事者の年間の所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

（５）現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、

① 申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

② 将来的に経営を円滑に後継者へ継承するため、経営の一部を後継者に任せる等の理由による場合であれば、経営規模を縮小する場合であっても、基本構想の水準を上回っていることを前提として、基本構想に照らして適切であると判断することができます。

第２　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

認定申請者が作成する経営改善計画は、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである必要があります。当該認定基準に該当すると認められない場合として、例えば、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しないなど、農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない場合があります。

第３　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること

１　経営改善計画の達成される見込みが確実であること

経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実

現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査してください。

２　経営改善計画に関連事業者等が農地所有適格法人に出資をする計画が含まれる場合

農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除きます。以下２において同じ。）からの出資が含まれる場合、農地所有適格法人の農業経営の安定性を確保するため、次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

（１）当該出資が農地所有適格法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

（２）当該関連事業者等が有することとなる議決権は、当該関連事業者等を含む農地法第２条第３項第２号イからチまでに掲げる者以外の者の議決権の合計が全体の２分の１以上とならないこと

なお、（１）の審査に当たっては、関連事業者等が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し、財務諸表その他市町村等において必要と認めた資料の提供を求め、当該法人の事業の内容や財務状況の健全性等について審査する必要があります。

３　経営改善計画に関連事業者等の役員を兼務させる計画が含まれる場合

（１）子会社である農地所有適格法人の経営改善計画に関連事業者等（親会社である農地所有適格法人に限ります。以下３において同じ。）の役員を自社の役員として兼務させることが含まれる場合、別紙４の第２の２の（１）の要件を満たすことが必要です。

（２）要件の確認に当たっては、関連事業者等が申請に係る市町村等以外の市町村等により経営改善計画の認定を受けている場合には、当該市町村等及び農業委員会と連携し、これらの事実関係を確認する必要があります。

また、認定を行う際には、当該認定に係る農地所有適格法人に対し、兼務役員の農業従事日数を日報や会議録等に記録しておくよう周知することが適当です。

第４　その他

１　市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき主たる従事者の年間の所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公開してください。

２　経営改善計画の達成が確実と見込まれ、かつ、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれるにもかかわらず、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用は適切さを欠くことから、このような画一的な運用は速やかに廃止し、適切な運用を行ってください。

また、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準は、当該基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用になりがちであることから、このような基準を設けることは控えてください。

3　市町村等は、認定の適否を判断するに当たって、必要と認められる場合は、追加的な資料の提出や個人面談を求めるなどにより、当該経営改善計画の内容が第１から第３までの認定基準を満たすものであるか確認することとします。

4　中山間地域等における経営改善計画の認定に当たっては、当該地域の自然的経済的社会的条件や担い手の数等を十分勘案して適切な運用を行うことが重要です。

5　市町村等は、経営改善計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容など、農業委員会が行う農地所有適格法人の要件適合性を確保するための事務や、他の市町村等が行う経営改善計画の認定の取消し事務を行う上で必要となる情報を速やかに提供する必要があります。

（別紙５の２）

農業用施設の整備に関する事項が記載された経営改善計画の取扱い

第１　記載事項の追加（法第 12 条第３項）

経営改善計画の記載事項について、農業経営の規模拡大等に関する目標を達成するための措置として、農業用施設の整備に関する事項（当該農業用施設の種類、規模等の整備内容、当該農業用施設用地の所在等）を記載することができます。

なお、施設の規模及び構造を明らかにした図面が作成されている状態まで整備が明らかな場合に、（参考１）の（別紙２）農業用施設の整備（農業経営基盤強化促進法第 12 条第３項関係）に記載してください。

経営改善計画に記載することが可能な農業用施設の種類は以下のとおりです。

１　畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含みます。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいいます。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

２　堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除きます。）の用に供する施設

３　耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設

（１）主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される同意市町村の区域内において生産される農畜産物（（２）及び（３）において「自己の生産する農畜産物等」といいます。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

（２）主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの（（３）において「自己の生産する農畜産物等加工品」といいます。）の販売の用に供する施設

（３）主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設

４　廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

５　農用地又は１から４までに掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

また、農業用施設を農用地区域内の土地に整備する場合は、当該土地の農業上の用途区分が農業用施設用地である必要があります。

第２　市町村による都道府県知事への協議（法第 12 条第６項、第７項及び第 10 項から第 14 項まで）

１　経営改善計画に農業用施設の整備に関する事項が記載されている場合には、市町村は、参考様式７－１号を参考にして協議書を作成し、農地転用許可権限を有する都道府県知事に協議することとします。都道府県知事は、当該事項につき、法第12条第10項各号の要件に該当するものであると認められる場合（農地法に基づく農地転用の許可基準上許可し得るものであると認められる場合）に、同意をすることとします。なお、同意をする場合にあっては参考様式７－

２号を、同意をしない場合にあっては参考様式７－３号を参考にしてください。第３の１及び２の同意の手続についても同様です。

２　１の協議は、農業委員会を経由して都道府県知事へ協議書を送付して実施することとし、農業委員会は、協議書の提出があった日の翌日から起算して 40 日以内（都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 43 条第１項に規定する都道府県機構をいいます。以下同じです。）の意見を聴く場合は、80 日以内）に、協議書に意見を付して都道府県知事に送付することとしますが、農業委員会と都道府県機構の意見が異なる等の特段の事情がない限り、速やかに手続を行ってください。また、農業委員会は、意見を述べるに当たり、法第 12 条第８項及び第９項に基づき、あらかじめ都道府県機構に意見聴取（以下の３、第３の１及び２の農業委員会の意見聴取においても同じです。）を行ってください。

この場合、都道府県知事は、転用しようとする農地が４ヘクタールを超えるときは、参考様式第７－４号を参考にして協議書を作成し、あらかじめ農林水産大臣への協議を行う必要があります。

３　市町村が農地法第４条第１項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」といいます。）である場合には、市町村は、都道府県知事への協議・同意手続を要しませんが、法第 12 条第 10 項各号に掲げる要件に該当することを確認することが必要です。

また、指定市町村の長は、農業委員会の意見聴取を行うとともに、転用しようとする農地が４ヘクタールを超えるときは、参考様式第７－５号を参考にして協議書を作成し、あらかじめ農林水産大臣への協議を行う必要があります。

第３　数市町村にわたる事項の処理等（法第 13 条の２第４項から第６項まで）

１　農林水産大臣が経営改善計画の認定の処理を行う場合は、経営改善計画に記載された農業用施設の整備に関する事項について、参考様式第７－１号を参考にして協議書を作成し、農地転用許可権限を有する者である都道府県知事又は指定市町村の長に協議し、同意を得ることとします。

この場合、協議を受けた都道府県知事又は指定市町村の長は、農業委員会の意見聴取を行うこととなりますが、転用しようとする農地が４ヘクタールを超える場合であっても、都道府県知事又は指定市町村の長から農林水産大臣への協議は要しません。

２　都道府県知事が経営改善計画の認定の処理を行う場合は、経営改善計画に記載された農業用施設の整備に関する事項について、都道府県知事は農業委員会に意見聴取を行うこととなります。

また、経営改善計画に記載された農業用施設に関する事項について、転用しようとする農用地が指定市町村の区域内にある場合は、都道府県知事は、参考様式第７－１号を参考にして協議書を作成し、当該指定市町村の長に協議をし、同意を得ることとなりますが、農業委員会の意見聴取は、当該協議を受けた指定市町村の長が行うこととなります。

なお、転用しようとする農地が４ヘクタールを超えるときは、都道府県知事にあっては参考様式第７－５号を、指定市町村の長にあっては参考様式第７－４号を参考にして協議書を作成し、あらかじめ農林水産大臣に協議することとします。

第４　農地法の特例等（第 13 条、第 13 条の２、第 14 条）

１　認定農業者が認定された経営改善計画に従って農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第４条第１項の許可があったものとみなし、農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第５条第１項の許可があったものとみなします。

２　同意市町村は、認定後の経営改善計画に記載した農地転用を伴う農業用施設の整備について、当該市町村の農業委員会と連携してその進捗状況を確認・把握するとともに、その内容を認定に係る協議に同意した都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局（第３の手続により経営改善計画の認定がされている場合には、これらの農地転用担当部局に加え、当該都道府県又は農林水産省の認定農業者制度担当部局及び農地転用担当部局）と共有することが望ましいと考えます。また、市町村等は、認定農業者が認定計画に従って、農業用施設の整備を含む必要な事業を適切に実施していないことを把握した場合には、当該認定農業者に対して速やかに指導を行うことが適当であり、必要に応じて「認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき」に該当するものとして、認定を取り消すことができます。

３　なお、農業用施設の整備に際して行う農地転用が、農地法第 51 条第１項に規定する違反転用に該当する場合には、農地転用許可権限を有する都道府県知事又は指定市町村の長は、違反状態を是正するために必要な措置を講ずることが必要です。

４　このほか、農業用施設の整備の内容を変更するため、経営改善計画を変更しようとするときは、改めて都道府県知事又は指定市町村の長の同意を得た上で、市町村等の認定を受ける必要があります。

（別紙６）

青年等就農計画の認定基準

第１　基本構想に照らして適切なものであること

１　農業経営の規模

（１）申請された青年等就農計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。

（２）青年等就農計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。

（３）基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得や経営規模、生産方式その他の指標に関する目標の内容などを踏まえ、認定するものとします。

（４）申請された青年等就農計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、就農計画申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売等に取り組む等、就農計画申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

（５）就農計画申請者が農畜産物の生産のみならず、農畜産物の加工・販売や６次産業化、作業受託等の取組を行うときは、「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

　なお、目指すべき所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、営業利益だけ見るのではなく、交付金等（経営開始資金及び農業次世代人材投資資金を除きます。）を含めた収入及び６次産業化の取組等による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

２　その他

次に掲げる事項に留意してください。

（１）認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから、青年等就農計画における青年等の年間農業従事日数については、150 日以上であると見込まれることが望ましいです。

（２）認定新規就農者となり得る者は、法律上の人格を有する自然人（個人）及び法人であり、人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。

　ただし、既に法人設立への具体的な手続きを開始している人格を有していない集落営農については、当該集落営農組織を法人化する計画を含んだ経営改善計画であれば、認定申請を行うことができます。なお、その計画の認定

については、当該集落営農が法律上の人格を有した場合に行うことができます。

また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。

（３）申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

（４）現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された青年等就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第２　青年等就農計画の達成される見込みが確実であること

青年等就農計画における農業経営の目標について、これまでの研修経験、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

特に、これまでの研修経験等を踏まえ、当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しているかという観点で審査を行うこととしてください。

また、経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれるかについても審査を行うこととしてください。

さらに、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業士等）の意見を十分尊重してください。

第３　青年以外の個人が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること

第６の２の３の（１）のイに定める青年以外の個人が効率的かつ安定的な農業経営を営むために有する知識、技能やそれまでに従事した職種、受講した研修・教育等が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであるかどうか審査を行うこととしてください。

第４　その他

１　市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により公開してください。

２　市町村等は、認定の適否を判断するに当たって、必要と認められる場合は、追加的な資料の提出を求めるなどにより、当該青年等就農計画の内容が第１から第３までの認定基準を満たすものであるか確認することとします。

３　市町村は、青年等就農計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容について農業委員会等関係者に情報を提供してください。

（別紙７）

関係機関等に対する認定農業者等に関する情報の提供

第１　認定農業者及び認定新規就農者についての個人情報の取扱い

認定農業者及び認定新規就農者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理することが必要です。

第２　市町村等が行う情報提供及び情報管理

１　市町村等は、経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」といいます。）の認定申請があった場合には、各市町村における個人情報の取扱方法等を説明した上で、認定申請者又は就農計画申請者（以下「認定申請者等」といいます。）から、①氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容等を、関係機関等に対し提供等することについて、あらかじめ同意を得ておくことが必要です。

この場合、経営改善等の認定申請を行う者に対しては、関係機関等との理解と協力が深まること、きめ細かな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることとしてください。

２　市町村等は、認定申請者等から同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を未然に防止する観点から、書面により行うことが望ましいと考えます。この場合、書面には、例えば、①情報の利用目的、内容及び利用方法、②通知を行う関係機関等の名称、③経営改善に資する支援等の実施以外の目的や利用方法で使用しないこと等市町村等の遵守事項等を明記しておくことが必要です。なお、同意書については、参考様式第８号の「□農業経営改善計画□青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）」を参考にしてください。

３　経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、経営改善計画等の取扱いに準じ個人情報を適切に取り扱うことが必要です。

特に経営改善計画等に沿って取組を着実に進めるため、指導・助言等を実施する際には、専門家からの助言等の内容を普及指導センター等の関係機関に提供することも想定されることから、１に規定する同意を得る際に、このことについても同意を得ておくことが望ましいと考えます。

４　市町村等が情報提供を行う関係機関等には、農業委員会、農業協同組合、関係市町村、関係都道府県、国、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、公庫、独立行政法人農業者年金基金等を含めることとします。

５　市町村等は、経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者や、青年等就農計画の有効期間を満了する認定新規就農者から新たな経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、１の規定に準じて個人情報の取扱いに関する同意を得ることが望ましいと考えます。

第３　関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報を保護する観点から、認定農業者、

認定新規就農者、認定経営発展法人及び提携事業者に関する情報については適切に管理することとしてください。

（別紙８）

農業経営発展計画の認定基準

第１　地域計画の達成に資するものであること

申請発展計画が地域計画の達成に資するものであるかの審査に当たっては、当該申請発展計画に記載された農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容が、地域計画の区域における農業の将来の在り方と整合が図られているか、これに向けた農用地の利用が地域計画の目標地図を勘案して行われるものであるか等を確認します。

第２　物資又は役務の取引の相手方が農林水産省令で定める要件に該当する者であること

物資又は役務の取引の相手方が、次の１又は２に該当するか確認します。

１　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第５条に規定する承認組合であって、次の（１）から（３）までに掲げるいずれかの者が当該承認組合の農林漁業法人等投資育成事業（同法第２条第２項に規定する農林漁業法人等投資育成事業をいいます。）の実施において主導的な役割を果たすもの

（１）地方銀行、地方銀行の子会社又は地方銀行の持株会社

（２）信用金庫・信用協同組合又は信用金庫・信用協同組合の子会社

（３）食品事業者又は食品事業者を子会社とする会社（食品事業者であるその子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社に限る。）

主導的な役割を果たすとは、例えば上記（１）から（３）までに示す者が、当該承認組合の無限責任組合員である場合、又は当該者が当該承認組合における主要な出資者であり、かつ当該者の関連会社が無限責任組合員であるなど、実質的に当該承認組合の運営を担っている場合をいいます。

２　食品事業者

食品事業者とは、農畜産物を原材料とする製造若しくは加工の事業を営む者、農畜産物若しくは農畜産物加工品の流通若しくは販売の事業を営む者又は農畜産物、農畜産物加工品若しくはこれらを材料として調理されたものを提供する事業を営む者のいずれかに該当する者（製造・加工・流通・販売・提供されるものが飲食の用に供されるものに限ります。）をいいます。

第３　物資又は役務の取引の相手方からの出資及び農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が目標を達成するために適切なものであること

物資又は役務の取引の相手方からの出資額及び出資の時期が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置の内容からみて適切であるかを確認します。また、生産の拡大、品質・付加価値の向上等の目標に対応した取引条件（数量・単価）の改定、設備投資、農用地の権利取得等の

見込みが示されているか、当該措置が具体的かつ実現可能と見込まれるか等を確認します。

第４　農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること

１　農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることの審査に当たっては、申請発展計画に記載した措置が継続的に講じられることについて契約等の根拠があるか、目標の達成を予定する時期が申請発展計画の取組期間等と照らして適切といえるか等を確認します。

農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられるためには、物資又は役務の取引の相手方が発展計画申請法人の安定的な販路や取引量の確保、経営管理等に積極的に関与するなど、目標の達成に向けた前向きな経営参画が行われることが望ましいと考えます。

２　物資又は役務の取引の相手方が食品事業者である場合、発展計画申請法人との間の取引期間、取引量、取引額等を総合的に勘案し、相当程度の実績があるかを確認します。

第５　農用地に関する事項

発展計画申請法人が耕作等の事業に供すべき農用地の全てを適正に利用しているかの審査に当たっては、必要に応じて農業委員会等に情報提供を求め、農地法第４条及び第５条に違反しているもの、農地法第 32 条第１項第１号に該当する場合等がないかを確認します。

農用地の権利移動又は転用が農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの審査に当たっては、例えば申請発展計画において、発展計画申請法人と食品事業者との間で取引量を増大させることを目標として設定しているにもかかわらず、農地の売却や転用により当該申請発展計画に基づく措置の実施が困難となるものではないか等を確認します。

第６　農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること

１　発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標の達成に取り組むことにより、農業生産の増大、雇用の増大、遊休農地の農業上の利用の増進等からみて、地域の農業の健全な発展に寄与するものであるかを確認します。

２　農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が農業（営農型太陽光発電事業を除きます。）に直接関連するものであるかを確認します。

３　発展計画申請法人が農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利を取得する場合にあっては、当該権利の取得が申請発展計画の達成に資するものであるかを確認します。当該権利の取得が当該措置として行われる場合以外の場合にあっては、当該権利の取得が申請発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであるかを確認します。

４　申請発展計画の期間が 10 年以内であるかを確認します。

（別紙９）

農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整

第１　都市的土地利用との調整

１　市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施

法第 17 条第２項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第５条第３項の市街化区域の定義にあるとおり、市街化区域内であっても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することが可能です。

なお、その区域としては、例えば、

（１）市街化区域以外の区域内の農用地と連担している農用地（農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。）で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域

（２）農業集落程度の地縁的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域にある場合における市街化区域内に存する農用地の区域

が該当します。

２　その他都市計画との調整等

（１）市街化区域では、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業委員会が行う法第 16 条の利用関係の調整、勧奨等及び農用地利用改善団体が行う法第 26 条第１項に規定する勧奨を実施しないでください。

（２）農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業には、河川区域内の区画形質の変更及び水利権の変更並びに国土交通省河川局所管事業は含まれませんし、農業経営基盤強化促進事業には、農業用道路、農業集落道等農業生産基盤施設の整備に関する事業及び国土交通省所管事業は含まれません。

第２　林業的土地利用との調整

１　法第４条第１項第４号の「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地」として地域森林計画対象森林の土地につき地域計画を定めるに当たっては、当該土地が農用地区域内又は農用地区域編入予定区域（農振法の農用地区域内に含めるべき区域として、林業関係者・団体を含めた市町村農業振興整備促進協議会において調整を了し、以後の手続を行うことを決定された区域をいいます。）内の土地である場合に行うよう留意してください。

２　農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るため、事業実施上の重要事項について森林組合の意見を聴くことが適当です。

（別紙 10）

協議の場の設置及び協議する事項の考え方

第１ 協議の場の設置

① 地域計画は、その取組を通じて、地域の実情や課題を明らかにしていくものです。このことから、策定後も協議を継続していくことが重要であり、地域農業の実態に応じて随時更新（年１回以上）し、完成度を高めていくことが重要です（地域計画策定マニュアル参照）。例えば、集落営農や新規参入法人が集落の営農の相当部分を担うなど、地域の農業の将来の在り方等を見直す必要が生じた場合は、地域の実情に応じて随時、協議を行ってください。

② 協議の場の設置に当たっては、農村地域における担い手の確保や農用地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話合いの機会を活用することが有効であることから、経営所得安定策等推進事業実施要綱第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンや、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年４月１日付 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第６の２の（１）に定める集落協定、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年４月１日付 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）第４の２に定める地域資源保全管理構想、果樹産地構造改革計画について（16 生産第 8112 号平成 17 年３月 25 日農林水産省生産局長通知）に定める果樹産地構造改革計画、農業農村整備事業に関する事業計画などの議論の場を活用するとともに、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「活性化法」といいます。）により設置された協議会と一体的に推進することにより、地域の計画的な土地利用が図られるものと考えます。

③ 協議の日時や場所については、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市町村のホームページや広報誌等を通じて公表してください。この場合において、入作農業者や新たに地域で農業を行う新規就農希望者など、居住地が地域計画の策定市町村と異なる者についても、できる限り協議の開催情報が伝わるよう配慮してください。

④ 協議に当たって幅広い意見を得るため、将来の農業を担う若年者や後継者、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等を進める観点から女性の参加を募ることが重要です。

⑤ 地域における農用地の担い手が十分に特定されている場合は、協議に当たって、担い手を中心とする受け手による話合いの場を設け、将来における農用地の集積・集約化の方向性を確認することが実のある地域計画を作成するために効果的です。

⑥ 協議に当たって参加者が一同に会すると議論がしにくいなどの事情があるときは、地域の話合いとは別に農業を担う者同士が集まる場を設けたり、地域で信頼される利害関係のない第三者が協議の調整役を担うなどの工夫を行ってください。

第２ 協議の場で活用する資料

協議の場では、協議に参加する関係者がそれぞれの役割分担に応じた資料を提供してください。

① 都道府県は、地域計画の策定・変更に関する方針や、域内の優良事例、農業農村整備事業等の事業計画に関する資料を提供してください。

② 市町村は、策定された地域計画やこれまでの人・農地プラン、地域計画の策定・変更に当たって参考となる計画（水田収益力強化ビジョン、中山間地域等直接支払直接支払交付金の集落協定書、多面的機能支払交付金の事業計画書、果樹産地構造改革計画等）、地域計画の策定・変更に向けたスケジュール、域内への参入意向を有する新規就農者等の資料、その他の関連事業に関する資料を提供してください。

③ 農業委員会は、農用地の保有及び利用の状況、農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向、これらの意向を基に作成・更新した現況地図その他の農用地の効率的な利用に資する情報を提供してください。また、区域内で営農型太陽光発電事業の実施に係る相談を受けている場合には、当該事業に関する情報も提供してください。その際、当該太陽光発電設備の設置における農地法第４条第６項第４号及び第５号の適合性に係る農業委員会の見解についても併せて情報提供してください。

④ 農地中間管理機構は、地域外の受け手候補等の資料や、地域の農用地の契約状況に関する資料（賃料、期間等）を提供してください。

⑤ 農業協同組合は、地域農業振興計画等の基本計画や、組合員の経営意向に関する資料、自らや子会社が行う農作業受託に関する資料（作業項目、価格等）、新規就農支援や経営継承支援、労働力支援等による担い手の支援・確保に関する資料を提供してください。

⑥ 土地改良区は、土地改良事業・施設改修の計画や土地改良施設の整備図や改修予定図を提供してください。

⑦ 農業支援サービス事業者は、自ら提供する農作業受託に関する資料（作業項目、価格等）を提供してください。

第３ 協議する事項

協議の場では、以下の事項について話合いを行うこととしています。

① 農業の将来の在り方

例えば、米から野菜等の高収益作物への転換、輸出向け作物の生産、有機農業の導入、水田の畑地化や耕畜連携による飼料増産の推進など

この際、国が定めた方針など、国の農業政策の方向性を踏まえて話合いを行ってください。

② 農業上の利用が行われる農用地等の区域

協議の場が設定された区域のうち今後も農業上の利用が行われる農用地等の区域について議論を行い、当該区域において集約化等を進めることについて。

この際、所有者不明農地や遊休農地も含め、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本としつつ、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化法第５条の活性化計画に位置付け、粗放的な利用等を通じた農用地の保全等を行うことが望ましいと考えます。

また、農業上の利用が行われる区域内で営農型太陽光発電事業の実施が予定されている場合は、第２の③の農業委員会の見解を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率

的かつ総合的な利用に支障がないかを確認してください。その際、営農型太陽光発電設備の設置者等により、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等について説明する機会を設けてください。

これらの支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場のとりまとめ（参考様式５－１号）２の（２）にその旨を記載するとともに、添付する地図に該当箇所を表示してください。

③　その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

農用地の担い手への集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針等について。

例えば、以下のような記述です。

（ⅰ）農用地の集積・集約化の方針

「農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。」

（ⅱ）農地中間管理機構の活用方針

「地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。」

（ⅲ）基盤整備事業への取組方針

「担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。」

（ⅳ）多様な経営体の確保・育成の取組方針

「市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。」

（ⅴ）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

「地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。」

④　その他

③の事項の他、地域の実情に応じて、鳥獣被害防止対策、有機・減農薬・減肥料、スマート農業、畑地化・輸出等、果樹等、燃料・資源作物等、保全・管理等、農業用施設、耕畜連携等、営農型太陽光発電事業その他の取組についても記載することができます。

（別紙 11）

目標地図の作成･更新手順及び考え方

第1　目標地図の作成･更新手順

目標地図の作成・更新手順は各市町村によって様々であり、それぞれの地域において、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が役割分担した上で密に連携し、創意工夫して進めていただくことが重要です。

なお、目標地図の作成・更新手順の参考例については次のとおりです。

1　所有者等の意向把握

農地利用最適化推進委員及び農業委員（以下「推進委員等」といいます。）は、農地利用の最適化に係る活動を通じて農地の出し手・受け手（以下「所有者等」といいます。）の意向を聞き取り、タブレットに記録します。

なお、書面によるアンケートの方法を採ることも可能です。

この場合、家族の代表者以外の後継者や配偶者の意向も踏まえて回答することを周知してください。

2　現状地図･現況地図の作成･更新

農業委員会は、所有者等の情報、農地の所在・地目・面積、遊休農地か否か等の農地関係の現状を示した「現状地図」と、１により把握した所有者等の意向を基に、年齢別、意向別（規模拡大・縮小等）、後継者の有無等を区分した「現況地図」を作成・更新し、必要に応じて協議の場での資料として活用してください。

3　素案の作成方針の確認

農業委員会は、協議の場において、法第 19 条第４項第２号の農林水産省令で定める基準（以下「省令基準」といいます。）に照らして、生産する主な農作物、農用地等の利用の方針、集積に関する目標、集団化に関する目標及び集積・集団化の目標を達成するための措置並びに目標地図の区域など、地域における目標地図の素案の作成・更新方針を確認します。

4　農業委員会による素案の作成･更新

（１）目標地図の素案の作成・更新について依頼を受けた農業委員会は、必要に応じて農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等に協力を求め、目標地図の素案作成・更新に必要となる情報の提供を依頼することができます。この場合、農業委員会は関係機関から提供のあった情報を記録するものとします。

（関係機関による情報提供の例）
- 農地中間管理機構は、転貸している農地情報、近隣市町村の受け手情報　等
- 農業協同組合は、農作業受託状況、組合員の経営意向・作付け状況　等
- 土地改良区は、土地改良事業・施設の改修計画、施設等の整備状況　等

（２）農業委員会は、市町村等の関係機関と適切に連携・協力して、（１）の情報や現状地図及び現況地図をベースに、省令基準も踏まえた上で、目標地図の素案を作成・更新するものとします。

また、あらゆる策を講じても受け手を位置付けることが困難な農地等については、「今後検討等」と整理することも可能です。その際、地域外の農業者や新規就農希望者が地域に参入しやすいよう受入れできるエリアを設定し、目標地図に明記することもできます。

（３）農業委員会は、必要に応じて目標地図の素案を修正し、これを市町村に提出します。

（４）農業委員会が目標地図の素案を作成・更新した場合には、推進委員等が市町村と連携して集落の代表者等に対して情報提供や相談を行い、目標地図に位置付けられる予定の者を中心に、できる限り同意が得られるよう努めることが望ましいと考えられます。

第２　目標地図の考え方

１　受け手がいない地域では、多面的機能支払交付金又は中山間地域等直接支払交付金の活動組織や、農業支援サービス事業者等の農作業委託の活用、新規就農者や農業法人、企業の誘致、省力的な管理が可能な飼料作物の生産や放牧などを検討してください。

２　１による検討を行った上で、それでも受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農用地等については、「今後検討等」のままであっても当初の目標地図とすることが可能です。

また、目標地図については、策定後であっても随時調整をしながら変更することが可能であるため、農業委員会や農地中間管理機構は、農地の出し手との調整や受け手候補となる者の探索を行い、状況に応じて目標地図の変更を検討してください。

３　養豚などの営農類型のような農地利用を行わない農業者についても、農業用施設を用いることから、農業を担う者として目標地図に位置付けることができます。この際、家畜伝染病の発生による埋却に備え、管理行為のみが行われる土地を農業用施設として位置付けることもできます。

４　目標地図に位置付ける農業支援サービス事業者は、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業（水稲にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあってはこれらに準ずる農作業をいいます。）の委託を受ける者とします。その他の農業支援サービス事業者については、任意の事項として地域計画に記載することができます。

５　目標地図に位置付けられた農業を担う者の死亡等により相続が発生した場合の対応については、農地法第３条の３により相続人から農業委員会になされる権利取得の届出を踏まえ、引き続き相続人が農業を継続する場合には、目標地図の軽微な変更を行うことがあります。

また、相続人が地域に不在であるなどにより農業に従事しない場合は、農業委員会は相続人へ農地中間管理機構への貸付け等の働きかけを行ってください。

６　目標地図の作成時点において、区域内の農用地の相当部分について効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用の集積がなされているなど、農用地の効率

的かつ総合的な利用が十分に図られている地域において、協議の場における議論の結果、将来的にも農地利用の在り方が変わらない場合には、現状の農地利用の在り方を目標地図として定めることも可能です。

（別紙 12）

農地中間管理機構による農用地の買入協議

第1　農業委員会による要請

1　法第 22 条第１項の「当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するように利用権の設定等を行うことが困難な場合」とは、当該調整が整わず、地域計画の達成に向けた集積が進まないと判断される場合です。例えば、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲について農用地の所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するように利用権の設定等ができなくなるおそれがある場合です。

2　買入協議の要請の対象となる農用地は、地域計画の区域（第 12 の 11 の特例が定められた地域を除きます。）のうち、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用の集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者等が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個別具体的に判断するものとします。

3　要請を行うに当たっては、総会又は部会の議決を経るものとします。この場合、部会を弾力的に開催する等により、できるだけ速やかに要請を行うか否かを決定し、要請を行うことを決定した場合にはただちに市町村の長に対し要請するものとします。

第2　市町村の長による通知

1　法第 22 条第２項の「地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるとき」とは、当該農用地について集積をしなければ、基本構想に掲げられている「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」等の達成が困難になると考えられる場合です。

2　法第 22 条第２項の市町村の長による農地中間管理機構が買入協議を行う旨の農用地の所有者に対する通知は、買入協議の趣旨及び買入れを行う農地中間管理機構の名称を記載した参考様式第 10 号によるものとします。

3　市町村の長が通知を行うに当たっては、農用地の所有者に対し次の点につき十分説明を行い、当該所有者に課せられる規制の内容が十分理解されるよう努める必要があります。

（１）正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。

（２）通知があった日から起算して３週間を経過するまでの間（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、譲渡制限が課せられること。

（３）譲渡制限に反した場合は 10 万円以下の過料に処せられることがあること。

４　市町村の長が通知を行うに当たっては、事前に農地中間管理機構と連絡調整を図るものとします。

第３　買入協議の実施

１　農地中間管理機構は、買入協議が整った場合又は買入協議が成立しないことが明らかとなった場合には、その旨を市町村に連絡するものとします。

２　法第 22 条第５項の「協議が成立しないことが明らかとなったとき」とは、一般的には当事者の双方が協議の不成立を認めたときです。このときは譲渡制限が解除されることから、例えば、当事者の一方が協議の不成立の確認を申し出、他方がこれを認めること等により、「協議が成立しない」ことを明確にする必要があります。

３　買入協議による農用地の買入れは、特例事業として行われるものであり、かつ、当該農用地の価格が、その土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されるものとします。

第４　その他の留意事項

農用地の売渡しに当たっては、買入協議の目的を担保するために、当該農用地を引き渡した日から５年を経過する日までの間は買戻しの特約を付すものとします。

（別紙 13）

農用地利用改善事業に関する留意事項

第１　農用地利用規程の内容

農用地利用規程には、次に掲げる事項を定めることとします。この際、市町村が定める基本構想と整合性が確保されるとともに、地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画の達成に資するよう、基本構想及び地域計画と調和が図られていることが重要です。

１　「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項」は、農用地利用改善事業の実施区域内における今後の営農の基本的な方向や形態に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

２　「農用地利用改善事業の実施区域」は、通常は農用地利用改善団体の地区と同一です。

３　「作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項」は、作付地の集団化に関する事項、主要農作物の栽培管理の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

４　「認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項」は、認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項、農作業の共同化に関する事項、農作業の委託に関する事項、農業用機械・施設の共同利用に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

５　「認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」は、認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標のほか、作付地の集団化又は農作業の効率化のための利用関係の調整に関する事項、不作付地、荒し作りの解消・防止に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

６　「その他必要な事項」は、地力の維持培養、堆きゅう肥・副産物の有効利用、集出荷の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

第２　特定農用地利用規程の内容

特定農用地利用規程には第１に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を定めることとします。

１　特定農業法人等の名称及び住所

特定農業法人等の名称及び住所及び代表者名を記述してください。

２　特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標

特定農用地利用規程の有効期間の最終年における当該農用地利用改善団体の農用地面積に占める特定農業法人等が利用する面積のシェアの目標を定めてください。

３　特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等に関する事業

農用地利用改善団体の構成員からの当該団体への利用権の設定等の申出に関する事項、特定農業法人等に対する農作業の委託のあっせん等の手続に関する事項等を定めてください。

４　農地中間管理事業の利用に関する事項

農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について特定農業法人等へ利用権の設定等を行う場合において農地中間管理機構を活用する等農地中間管理事業の利用に関する事項を定めてください。

第３　特定農業団体の要件

１　農業経営を営む法人でないこと。

２　令第 10 条に規定する基準に従った定款又は規約を有していること。

農用地利用改善団体の定款又は規約に関しては、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項のほか、告示に定められており、特定農業団体については次のとおりです。

（１）農林水産大臣が定める事項

①　総会の議決方法。

②　農用地の利用及び管理に関すること。

③　農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること。

（２）農林水産大臣が定める基準

①　構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと。

②　代表者についてその選任手続を明らかにしていること。

③　総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること。

④　総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと。

３　その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であって一定の基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

この要件は、特定農業団体制度が、一定の期間経過後には農業経営を営む法人となった上で、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが期待できる組織であることを確認するためのものです。

４　その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

５　その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

６　耕作又は養畜を行うことを目的とし、当該耕作又は養畜について、構成員全

てで費用を共同負担するとともに、利益を分配して行うものであること。
　この要件は、効率的かつ安定的な農業経営への発展の第一歩としては、その組織において、その行う耕作又は養畜に必要な資材等の購入から農産物の販売及び収益配分に至るまで一元的に経理が行われることが重要であり、このことが確認される必要があるとの観点から設けられたものです。

様式第１号

農業経営発展計画

１．基本情報

法人の名称	代表者の氏名	法人番号	本店の所在地	法人の設立年月日

事業年度	農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた市町村等及びその期間

２．農業経営の発展に関する目標及び目標を達成するためとるべき措置

農業経営発展計画の概要	
現状（　　年）	目標（　　年）
目標を達成するためとるべき措置	
上記の措置が法人の行う農業に関連する事業として行われる場合、以下の該当する事業に印を付してください。 □　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工 □　農業と併せ行う林業 □　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 □　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給 □　農業生産に必要な資材の製造 □　農作業の受託 □　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第46号）第２条第１項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供	
地域計画の達成に資する点	
地域の農業の健全な発展に寄与する点	

（記載要領）

１　「目標」欄には、売上高、収益性等の定量的な目標を現状値と対比するように記載してください。目標が複数ある場合は、箇条書きで記載してください。

２　「目標を達成するためとるべき措置」欄には、取引量に関する措置、農地及び農業生産に関する措置、施設・機械投資に関する措置等を記載してください。

３　「地域計画の達成に資する点」欄には、例えば「地域計画の目標地図に定められた営農を実現する見通し」等本計画に取り組むことによって達成される地域計画上の効果を記載してください。

４　「地域の農業の健全な発展に寄与する点」欄には、例えば「地域内から新規に３名の農業従事者を雇用する予定」等本計画に取り組むことによる地域の農業の健全な発展に資する効果を記載してください。

３．農地所有適格法人に関する事項（別添に記載し、添付してください。）

４．取引の相手方に関する事項

法人名		法人番号	
代表者の氏名		本店の所在地	
事業内容			
取引実績			
法令遵守の状況			

（記載要領）

１　「事業内容」欄には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第16条の２第２項第２号に規定する物資又は役務の取引の相手方（以下単に「取引の相手方」という。）が農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第15条の10第１号又は第２号に該当する者であることがわかるように事業内容を記載してください。

２　「取引実績」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第１号に定める事業を営む者である場合に、当該者との取引期間や取引量等を記載してください。

３　「法令遵守の状況」欄には、取引の相手方が規則第15条の10第１号に定める事業を営む者である場合に、その行う事業に関係する法令に違反している状況がない旨を記載してください。

５．出資等に関する事項

取引の相手方からの出資額（現在）	
取引の相手方からの出資額及び出資時期（予定）	
取引の相手方からの出資の条件	
その他資金調達の計画	

（記載要領）

1　「取引の相手方からの出資額（現在）」欄には、取引の相手方から現に出資を受けている場合に、その出資の額を記載してください。

2　「取引の相手方からの出資額及び出資時期（予定）」欄には、取引の相手方から今後受ける予定の出資の額及びその出資の時期を記載してください。

3　「取引の相手方からの出資の条件」欄には、取引の相手方から出資に関する条件が付されている場合に、その条件の内容を記載してください。

4　「その他資金調達の計画」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、取引の相手方以外から受けている出資や金融機関等からの融資等があればその内容を記載してください。

6．農用地に関する事項（別添に記載し、添付してください。）

7．本計画の実施期間

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

8．留意事項（以下の事項をよく読み、同意する場合には□にチェックをいれてください。）

□	農林水産省は、農業経営発展計画の認定申請者から提出された書類等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、農業経営発展計画制度の実施のために利用します。 また、農林水産省は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、認定経営発展法人名及び当該認定発展計画の概要を農林水産省のホームページで公表するとともに、関係地方公共団体の長及び農業委員会へ情報提供することとします。 このほか、当該認定発展計画の実施状況を確認するため、必要最小限度の範囲内で関係機関へ情報提供する場合があります。
□	当法人は、農業経営発展計画の農林水産大臣認定後、農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を行おうとする場合には、あらかじめ当該認定発展計画の変更の認定を受けなければならないことについて、理解しました。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

1　定款の写し

2　株主名簿の写し

3　法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている又は受けていた期間を記した書類

4　法第 16 条の２第１項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の写し

5　取引の相手方が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類

（１）その株主名簿の写し又はこれに類する書類

（２）その総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者の氏名、住所及びその有する議決権を証する書面（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権を証する書面）

6　取引の相手方が規則第 15 条の 10 第１号に定める事業のいずれかを営んでいることがわかる書類

7　農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置が継続的に講じられると見込まれることがわかる書類

8　取引の相手方が規則第 15 条の 10 第１号に定める事業を営んでいる場合には、取引の相手方と物資又は役務の取引を行った相当程度の実績があることがわかる書類

9　その他参考となるべき書類

農地所有適格法人に関する事項（別添）

1　現に行っている事業の種類及び売上高

（1）事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

（2）売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
３年前(実績)		
２年前(実績)		
１年前(実績)		
申請日の属する年(実績又は見込み)		
２年目(見込み)		
３年目(見込み)		

2 構成員全ての状況

（1）農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
						農地等の提供面積（㎡）		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	権利の種類	面積	直近実績	見込み	

（2）農業関係者以外の者（（1）以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権の数	
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会

	議決権の数		議決権の割合		農業経営発展計画認定後の議決権数及びその割合
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会	株主総会
(1) 農業関係者					
(2) 農業関係者以外の者					
計					

（留意事項）
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下、「投資円滑化法」という。）第５条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

３　理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

４　重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

（記載要領）
１　「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
（１）その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
ア　農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
イ　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
ウ　農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
エ　農業生産に必要な資材の製造
オ　農作業の受託
カ　農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
キ　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
（２）農業と併せ行う林業
（３）農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
２　「１（１）事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50％を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50％を超えない場合には、粗収益の多いものから順に３つの農畜産物の名称を記載してください。
「権利取得後(予定)」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合にのみ記載してください。
３　「１（２）売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
「１年前」から「３年前」までの各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前３事業年度分をそれぞれ記載（実績のない場合は空欄）し、「申請日の属する年」から「３年目」

までの各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする３事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

４　「２（１）農業関係者」の各欄には、投資円滑化法第５条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

　複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

５　「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

６　「２（１）農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

７　２の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びに３及び４の「国籍等」の各欄は、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、２の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者に限る。）。

　「国籍等」の欄には、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

　なお、４については、３の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第８条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

８　２（１）、３及び４の「農業への年間従事日数」の「見込み」欄には、農用地の権利を新たに取得する場合のみ記載してください。

農用地に関する事項（別添）

①　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地

整理番号	所在・地番	地目	面積(㎡)		権利の種類	利用状況	権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載	転用予定がある場合のみ記載			本計画の達成との関連性	農地法特例の審査の要否
				現況			時期及び手法	転用の手法	時期及び概要	別紙番号		

面積合計（㎡）

②　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地

整理番号	所在・地番	地目	面積(㎡)	権利の種類	権利の取得の時期及び手法	転用予定がある場合のみ記載		本計画の達成との関連性	農地法特例の審査の要否
						時期及び概要	別紙番号		

（記載要領）

1　①の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地については、現にこれらの権利を有している農用地の全てを記載してください。

2　②の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地については、認定を受けた後、遅滞なく、権利を取得する予定のもののみを記載してください。

3　①の「現況」欄には、田、畑、樹園地、採草放牧地等の別を記載してください。

4　①の「利用状況」欄には、現に耕作又は養畜の事業の目的に供されている場合には「○」を、供されていない場合にはその状況及び理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

5　①の「権利の設定又は移転の予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び手法」欄には、例えば申請者が所有権等を有している農用地を他人に譲渡する予定がある場合等に、「○年○月に農地法第３条による権利移転」「○年○月に農地法第５条による権利移転」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

6　①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「転用の手法」欄には、申請者が所有権等を有している農地を申請者自身が転用する予定がある場合に、「当該発展計画の認定による許可みなし」、「農業経営改善計画に係る転用の許可みなし」等当該転用行為の根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

7　①の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用する時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。

8　①の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地の権利の設定若しくは移転又は転用を実施する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための転用」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

　本計画による措置とは無関係の農用地の権利の設定若しくは移転又は転用である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、当該行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

9　①及び②の「別紙番号」欄には、別紙１農地法第４条第１項の特例措置、別紙２農地法第３条第１項の特例措置、別紙３農地法第５条第１項の特例措置を提出する場合に、当該別紙の右上欄「別紙番号」に任意の番号を振り、それと同じ番号を記載ください。

10　①及び②の「農地法特例の審査の要否」欄には、当該農用地が、認定を受けた後、遅滞なく、法第16条の４第１項から第３項までの農地法（昭和27年法律第229号）の特例措置を活用するものである場合には、印を付してください。

11　②の「権利の取得の時期及び手法」欄には、「○年○月に当該発展計画の認定による許可みなし」、「○年○月に農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画による権利移動」等当該行為の時期及び根拠となる法律名・事業計画名等を記載してください。

12　②の「転用予定がある場合のみ記載」欄の「時期及び概要」欄には、転用の時期及びその転用の目的に係る事業又は施設の概要を記載してください。

13　②の「本計画の達成との関連性」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するためとるべき措置として農用地を取得する場合に、例えば「本計画の目標を達成するための措置として記載した農産物加工施設の増築のための用地の取得」等を記載し、当該権利の取得が本計画の達成に資する行為であることを明確にしてください。

　本計画による措置とは無関係の農用地の取得である場合にあっては、例えば「当該目標の達成に必要な農用地の面積確保の支障にはなっていない」等を記載し、その行為が本計画の達成の支障にはならないことを明確にしてください。

（留意事項）

1　法第 16 条の４第２項の規定による農地法第４条第１項の特例措置を活用する場合は、別紙１を提出してください。

2　法第 16 条の４第１項の規定による農地法第３条第１項の特例措置を活用する場合は、別紙２を提出してください。

3　法第 16 条の４第３項の規定による農地法第５条第１項の特例措置を活用する場合は、別紙３を提出してください。

別紙番号

（別紙１）法第 16 条の２第２項第５号ハ関係

農地法第４条第１項の特例措置
（法第 16 条の４第２項の規定による農地法第４条第１項の特例措置を活用する場合）

記

<table>
<tr><td rowspan="3">1　転用しようとする土地</td><td>整理番号</td><td colspan="3">耕作者の氏名</td><td colspan="2">市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="11">2　転用計画</td><td rowspan="2">(1)転用事由の詳細</td><td>用　途</td><td colspan="5" rowspan="2">事由の詳細</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>(2)事業の操業期間又は施設の利用期間</td><td colspan="6">年　　月　　日から　　年間</td></tr>
<tr><td rowspan="9">(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要</td><td></td><td colspan="5">着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>工事計画</td><td>施設の種類</td><td>棟数</td><td>建築面積（㎡）</td><td>所要面積（㎡）</td></tr>
<tr><td>土地造成</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>建築物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>3　転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>4　その他参考となるべき事項</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

（記載要領）

１　「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項　（別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

２　「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

３　申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第１項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第１項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第１号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

１　土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

２　土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

３　農地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

４　農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

５　農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

６　その他参考となるべき書類

別紙番号

（別紙２）法第 16 条の２第２項第６号イ関係

農地法第３条第１項の特例措置
（法第16条の４第１項の規定による農地法第３条第１項の特例措置を活用する場合）

記

1　当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	住所	国籍等			認定経営発展法人（該当する場合には○）
				在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	
譲渡人						
譲受人						

2　許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

整理番号	対価、賃料等の額（円）〔10a 当たりの額〕	所有者の氏名又は名称〔現所有者の氏名又は名称（登記簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
	／10a			

3　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

（記載要領）

1　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2　国籍等は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第２条の２第３項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

3　競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

4　法第 16 条の３第１項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、１の「認定経営発展法人」に○を付してください。

5　２「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項　（別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

6　３は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作とし

て耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

4　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

（１）作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地			採草 放牧地
作付(予定)作物									
権利取得後の面積 (㎡)									

（２）大農機具又は家畜

数量　種類					
確保しているもの　所有 リース					
導入予定のもの　所有 リース （資金繰りについて）					

(記載要領)

1　「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2　導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

（３）農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	(農作業経験の状況：　)
	増員予定：	(農作業経験の状況：　)
② 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：	(農作業経験の状況：　)
	増員予定：	(農作業経験の状況：　)

（ア）配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

（イ）①、②及び（ア）の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

（４）農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別添に記載し、添付してください。）

（５）その他の考慮すべき事項

５　信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合にのみ記載してください。）

６　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

７　周辺地域との関係

権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

８　取得しようとする権利が地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の２第１項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合は、４、５、６、及び７の記載事項の記載が不要です。

事業・計画の内容、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

事業・計画の内容

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別添）

1　農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法

違反の対象となる規定	違反の有無
①第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有　・　無
②第４条（農地の転用の制限）	有　・　無
③第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有　・　無
④第42条（措置命令）	有　・　無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の２（農用地区域内における開発行為の制限）	有　・　無
②第15条の３（監督処分）	有　・　無

（3）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有　・　無

（4）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有　・　無

2　１で「有」の場合

違反の時期	内容

3　過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有　・　無			

（記載要領）

1　この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。

2　１の（１）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。

3　１の（１）②及び③については、農地法第 51 条第１項第２号から第４号に該当する者も含めて記載してください。

4　１の（１）及び３については、許可申請日から起算して過去３年分の状況等を記載してください。なお、１の（１）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。

5　１の（２）、（３）及び（４）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

別紙番号

（別紙３）法第 16 条の２第２項第６号ロ関係

農地法第５条第１項の特例措置
（法第16条の４第３項の規定による農地法第５条第１項の特例措置を活用する場合）

記

<table>
<tr><td rowspan="2">１当事者の住所等</td><td>当事者の別</td><td>氏　名</td><td colspan="4">住　　所</td></tr>
<tr><td>譲　渡　人</td><td></td><td colspan="4">都道府県　郡市　町村　番地</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２権利を設定し又は移転しようとする土地</td><td rowspan="2">整理番号</td><td colspan="2">所有権以外の使用収益権が設定されている場合</td><td colspan="3" rowspan="2">市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別</td></tr>
<tr><td>権利の種類</td><td>権利者の氏名又は名称</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">３転用計画</td><td>(1)転用の目的</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細</td></tr>
<tr><td>(3)事業の操業期間又は施設の利用</td><td colspan="5">年　月　日から　年間</td></tr>
<tr><td rowspan="6">(4)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要</td><td rowspan="2">工事計画</td><td colspan="4">着工　年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td>棟数</td><td>建築面積（㎡）</td><td>所要面積（㎡）</td></tr>
<tr><td>土地造成</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>建築物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">４権利を設定し又は移転しようとする契約の内容</td><td>権利の種類</td><td>権利の設定・移転の別</td><td>権利の設定・移転の時期</td><td>権利の存続期間</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td>設定　移転</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>５転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>６その他参考となるべき事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（記載要領）

１　当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地、をそれぞれ記載してください。

２　譲渡人が２人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の１及び２の欄には「別記のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別記の様式は、次の別記１及び別記２のとおりとします。

３　「整理番号」欄には、許可を受けようとする農用地について「農用地に関する事項　（別添）」で付した番号と同じ番号を記載してください。

４　「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

５　申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条第１項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第 29 条及び第 43 条第１項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第 34 条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第 34 条第１号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

1　土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
2　土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
3　農用地の転用の目的に係る事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
4　農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
5　農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
6　その他参考となるべき書類

（別記１）　申請書の１の欄　当事者の住所等

当事者の別	氏　　名	住　　所
譲　受　人		
譲　渡　人		

（別記２）　申請書の２の欄　許可を受けようとする土地の所在等

整理番号	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
	権利の種類	権利者の氏名又は名称	

（記載要領）　本表は、（別紙１）の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式第２号

農業経営発展計画認定申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の２第１項の規定に基づき、次の農業経営発展計画の認定を申請します。

様式第３号

農業経営発展計画の変更認定申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

○○年○○月○○○日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の３第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項の内容

変更前	変更後

２　変更理由

（備考）
１　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
２　変更後の農業経営発展計画のほか、変更事項に係る書類を添付すること。

様式第４号

農業経営発展計画の軽微な変更に係る届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

○○年○○月○○○日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、下記のとおり軽微な変更があるので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の３第２項の規定に基づき届け出ます。

記

１　軽微な変更事項の内容

変更前	変更後

２　変更の理由

（備考）
１　軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
２　軽微な変更後の農業経営発展計画のほか、軽微な変更事項に係る書類を添付すること。

様式第５号

農業経営発展計画の実施状況等に係る報告（開始○年目）

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

本店の所在地
法人の名称
代表者の氏名

○○年○○月○○○日付けで認定を受けた農業経営発展計画について、以下のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の６第１項の規定に基づき報告します。

１．農業経営発展計画に関する目標の達成状況

①　目標	②　目標を達成するため講じた措置

③　目標の達成状況	
	いずれかに○
	計画どおり・ 計画どおりではない

２．出資の状況

①　提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）	
②　その他資金調達の状況	

３．その他参考となるべき事項

（記載要領）

1　「１．農業経営発展計画に関する目標の達成状況」は、目標ごとに欄を繰り返し設けて記載してください。

2　「１．①目標」欄には、農業経営発展計画に記載している目標値を記載してください。

3　「１．②目標を達成するため講じた措置」欄には、農業経営発展計画に記載した目標を達成するために講じた具体的な措置（例えば農産物の加工施設の増築など）について、その内容や進捗状況等を記載してください。

4　「１．③目標の達成状況」欄には、目標値に対する実績値を記載してください。

5　「２．①提携事業者からの出資額及び出資時期（実績）」欄には、提携事業者（農業経営基盤強化促進法第 16 条の５に規定する提携事業者をいう。以下同じ。）から受けた出資の額及びその出資を受けた時期を記載してください。

6　「２．②その他資金調達の状況」欄には、農業経営の発展に関する目標を達成するための資金として、提携事業者以外からの出資、金融機関等からの融資等の実績があれば、それらの内容を記載してください。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）　定款の写し

（２）　株主名簿の写し

（３）　認定経営発展法人が農業を担う者として記載されている地域計画の写し

（４）　直近の事業報告書

（５）　提携事業者が法人である場合には、次に掲げるいずれかの書類

- その株主名簿の写し又はこれに類する書類
- 主要株主等の氏名、住所及びその有する議決権（主要株主等が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその有する議決権）を証する書面

（６）提携事業者の直近の事業報告書

（７）　その他参考となるべき書類

参考様式第１号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第６条第１項の規定により、次のように農業経営基盤強化基本構想を定めた（変更した）ので、同条第６項の規定により公告する。

年　　月　　日

市町村長名

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

参考様式第２号

○○県農業経営・就農支援センターの業務に係る
個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名又は記名願います。

○○県及び○○県農業経営・就農支援センターは、○○県農業経営・就農支援センターの業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適正に管理し、本センターの業務の実施のために利用します。

また、○○県及び○○県農業経営・就農支援センターは、本センターの業務のほか、農業を担う者の育成・確保に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、就農準備や経営改善等の取組状況、専門家からの助言等の内容についても、助言・指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①就農等希望者又は農業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③相談内容、④経営内容、⑤支援等の実施状況や専門家からの助言等の内容　等
情報を提供する関係機関	国、国から農業経営診断システムに係る業務を委託された者都道府県、○○県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、○○県農業会議、○○県法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫等 （※　その他追加する機関（都道府県労働局や公共職業安定所、一般財団法人自衛隊援護協会等）があれば明確にすること）

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 年　　月　　日 氏名（名称・代表者）

参考様式第３－１号（関係市町村への意見聴取）

第　　号
年　　月　　日

（関係市町村長）殿

都道府県知事（農林水産大臣、地方農政局長）名

農業経営基盤強化促進法第 13 条の２第３項に基づく意見聴取について（依頼）

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条の２第３項に基づく意見聴取を行います。

基本構想に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断して、　年　月　日までにご回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示願います。

記

（認定申請者）
住所
氏名

（記載注意）
農業経営改善計画認定申請書を添付する。

参考様式第３－２号（認定書）

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項（第 13 条第１項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

認　定　番　号：　　－　　号
認　　定　　日：　　年　　月　　日
認定の有効期間：　　年　　月　　日まで
（認定に係る関係市町村名：○○市、○○町）

また、あなたが本認定に係る農業経営改善計画に従って農業経営基盤強化促進法第 12 条第３項に規定する農業用施設の用に供することを目的として別紙１に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第 14 条第１項の規定により、農地法第４条第１項の許可があったものとみなされます。（※１）

また、あなたが本認定に係る農業経営改善計画に従って農業経営基盤強化促進法第 12 条第３項に規定する農業用施設の用に供することを目的として別紙２に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第 14 条第２項の規定により、農地法第５条第１項の許可があったものとみなされます。（※２）

（記載注意）
１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して８－１のように記載する。
２　認定書を発出する市町村等の文書規則で定めるところにより公印を省略することができる。
３　変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。
４　市町村が認定する場合にあっては、「（認定に係る関係市町村名：）」は削除する。

5　※１及び※２は、農業経営基盤強化促進法第 12 条第６項に規定する事項の記載があった農業経営改善計画を認定する場合に記載する。

6　認定に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る行為について、農地法第４条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合には、※１を記載するとともに、別紙１を添付するものとし、同法第５条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合には、※２を記載するとともに、別紙２を添付する。

（別紙１）

１　農地を転用する者の住所等

氏名	住所

２　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　　目		面積（㎡）	備　考
		登記簿	現 況		

３　農業用施設の種類

４　条　件

（記載注意）

１　農地転用事案ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

２　条件は、農業経営基盤強化促進法第 12 条第６項の規定に基づく協議の同意に際して条件が付された場合又は同条第 12 項の指定市町村若しくは第 13 条の２第６項の都道府県知事が第 12 条第６項の記載があった農業経営改善計画を認定するに際して条件を付す場合に記載する。

（別紙２）

1　当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲　受　人		
譲　渡　人		

2　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　　目		面積（㎡）	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備　考
		登記簿	現 況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

3　農業用施設の種類

4　条　件

（記載注意）

1　農地転用事案ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

2　条件は、農業経営基盤強化促進法第 12 条第６項の規定に基づく協議の同意に際して条件が付された場合又は同条第 12 項の指定市町村若しくは第 13 条の２第６項の都道府県知事が第 12 条第６項の記載があった農業経営改善計画を認定するに際して条件を付す場合に記載する。

参考様式第３－３号（関係市町村等への通知（認定、変更、取消））

第　　号
年　　月　　日

（関係市町村長）殿
（都道府県知事）殿
（その他関係機関）殿

都道府県知事（農林水産大臣、地方農政局長）名

農業経営改善計画の認定（変更認定、取消）について（通知）

下記の農業経営改善計画について、別添のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項（第13条）に基づき認定（変更認定、取消）しましたのでお知らせします。

記

１　認定農業者名　：
２　認　定　番　号：　　－　　号
３　認定日（※１）：　　年　　月　　日
４　認定の有効期間：　　年　　月　　日まで
５　認定に係る関係市町村名：
　　変更前の市町村名：（※２）

（記載注意）
１　農業経営改善計画及び認定書（変更）又は取消通知書を添付する。
２　変更認定の場合にあっては、※１を変更認定日とする。
３　認定に係る関係市町村に変更があった場合にあっては、※２を記載する。
４　取消の場合にあっては、３は取消日、４、５は削除するものとする。

参考様式第３―４号（却下通知書）

年　　月　　日

農業経営改善計画（青年等就農計画）に係る却下通知書

殿（様）

あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった農業経営改善計画（青年等就農計画）は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項（第 13 条第１項、第 14 条の４第１項、第 14 条の５第１項）の規定に基づく認定をしないものとします。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

記

認定をしない理由

（注）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長等に対して審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村等を被告として（市町村長等が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載注意）

上記（注）中の審査請求先等は、審査請求等をすべき行政庁とする。

参考様式第３―５号（認定取消通知書）

年　　月　　日

農業経営改善計画（青年等就農計画）の認定取消通知書

殿（様）

農業経営基盤強化促進法第 13 条第２項（第 14 条の５第２項）の規定に基づき、年　　月　　日に○○○○第○○号により認定した農業経営改善計画（青年等就農計画）については、下記の理由によりその認定を取り消します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

記

認定を取り消す理由

（注）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長等に対して審査請求書（同法第 19 条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村等を被告として（市町村長等が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載注意）

上記（注）中の審査請求先等は、審査請求等をすべき行政庁とする。

参考様式第４－１号

青年等就農計画認定書

殿（様）

あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の４第１項（第 14 条の５第１項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名

認　定　番　号：　　－　　号
認　　定　　日：　　年　　月　　日
認定の有効期間：　　年　　月　　日まで

（記載注意）
１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。
２　当初認定の場合にあっては、本文の「（第 14 条の５第１項）」は削除する。
　変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

参考様式第４－２号

年　　月　　日

農業経営開始届出書（認定新規就農者用）

○○市町村長　様

住所
氏名

次のとおり農業経営を開始したので届出します。

記

１　農業経営開始日
年　　月　　日

２　　青年等就農計画認定書の記載内容
（１）認　定　番　号　：　　号
（２）認　　定　　日　：　　年　　月　　日
（３）認定の有効期間　：　　年　　月　　日まで

３　農業経営を開始した時期を証明する書類
（添付書類名）

参考様式第４－３号

青年等就農計画の達成状況等に係る報告（経営開始○年目）

年　　月　　日

○○市町村長　様

住所
氏名

下記のとおり報告します。

１．経営開始（予定）時期（どちらかにチェックする。）

	既に経営開始している	年　月　日就農
	まだ経営開始していない	年　月　日就農予定

※まだ就農していない場合は、２．～４．の欄は記入不要

２．営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等	生産量や売上高、経費等に係る課題
合　計		

	氏　名	年齢・続柄等	農業従事日数
労働力			
雇用労働力	（人・日）		

３．経営規模の報告

経営耕地（特定作業受託によるものを含む）	区分	面積(a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

４．前年の農業所得

収入（A）	支出（B）	農業所得（A-B）
万円	万円	万円

５．活用している支援策（活用しているものにチェックする）

	青年等就農資金
	農業経営基盤強化準備金
	農業共済その他農業関係の保険
	その他（　　）

６．経営上の課題や相談したいこと

７．計画達成に向けた今後の課題

参考様式第４－４号

青年等就農計画の達成状況等に係るチェックリスト

確認対象者氏名：	
確認者所属・氏名：	
確認日：	年　　月　　日

1　各取組状況

ア　営農に関する取組状況

a 営農に関する意欲	意欲がある	・	意欲がない
b 情報収集	収集している	・	収集していない
c 関係者の指導への対応	聞き入れている	・	聞き入れていない
d 地域活動	参加している	・	参加していない

イ　栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術等	習得できている	・	習得できていない
b 機械・施設の操作方法等	習得できている	・	習得できていない
c 農業経営に関する知識	習得できている	・	習得できていない
d スケジュール管理	管理できている	・	管理できていない
e 効率化・コスト低減	工夫できている	・	工夫できていない
f 経営状況（収支状況）の把握	把握できている	・	把握できていない

ウ　青年等就農計画の達成に向けた取組状況

a 経営規模	計画どおり	・	計画どおりではない
b 生産量	計画どおり	・	計画どおりではない
計画どおり進んでいない場合、その理由と改善策			

エ　ほ場（現地）の状況

a 耕作地が遊休化されていないか	遊休化されていない	・	遊休化されている
b 農作物を適切に生産しているか	適切	・	適切でない

2　総合所見

（当該認定新規就農者の課題と考えられる事項）
（助言や指導等が必要と考えられる事項（関係機関との連携についても記載））

参考様式第５－１号

番　　号
年　　月　　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 （市町村コード）	（　　）
地域名 （地域内農業集落名）	（　　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和　年　月　日 （第　回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

（２）　地域における農業の将来の在り方

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
（2）農地中間管理機構の活用方針
（3）基盤整備事業への取組方針
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

参考様式第５－１号

○　○　○　○　号
令　和　　年　　月　　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

○○○市町村長

市町村名 （市町村コード）	○○市 （12345）
地域名 （地域内農業集落名）	○○地区 （A集落、B集落、C集落・・・・・）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和○○年○○月○○日 （第○○回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢○歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物として飼料作物の栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
農業者：○○人（うち50歳代以下○人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）○経営体、従業員等○人
主な作物：水稲、大豆、トマト

（２）　地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である○○について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。併せて新たな作物として飼料作物の団地化や加工・業務用野菜の○○の生産に向けた水田の畑地化を進める。
また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	○○ ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	○○ ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
地域内の遊休農地をまとめて農地バンクへ貸し付け、遊休農地〇〇haを再生し、〇〇法人へ集積するとともに、〇〇（畑作物）生産を拡大して収益化を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。
④B集落で〇〇（畑作物）が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
⑦地域の目指すべき将来像を見据えた上で、農地のみならず地域全体の土地の管理のあり方について議論を進める（国土の管理構想）。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
⑨A集落で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	
更新年月日	（　　）
目標年度	
市町村名 （市町村コード）	
地域名 （地域内農業集落名）	（　　）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
②　田の面積	ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注１：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　２：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　３：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　４：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　５：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　６：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（２）　地域農業の現状及び課題

（３）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

２　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（１）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
（２）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇　　％	将来の目標とする集積率	〇〇　　％
（３）農用地の集団化（集約化）に関する目標			

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
（2）農地中間管理機構の活用方法
（3）基盤整備事業への取組
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
（6）遊休農地の解消に向けた取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和　　年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

６　目標地図（別添のとおり）

７　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
　農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
　また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
　必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 （第〇回）
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 （市町村コード）	〇〇市 12345
地域名 （地域内農業集落名）	〇〇地区 （A集落、B集落、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	〇〇 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	〇〇 ha
②　田の面積	〇〇 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	〇〇 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	〇〇 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	〇〇 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇 ha
（備考）遊休農地面積〇〇ha（うち１号遊休農地〇〇ha、２号遊休農地〇〇ha） ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
・地域の活性化を図るため新たな作物として飼料作物（青刈りとうもろこし）の導入や有機農業への取組が課題。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて飼料作物（青刈りとうもろこし）の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
・B集落では、加工・業務用野菜の〇〇の生産に向けた水田の畑地化及び団地化を形成する。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、〇〇法人、集落営農法人）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇　　％	将来の目標とする集積率	〇〇　　％
（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a（令和〇年度時点） 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。（令和〇〇年度）			

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇（株）への委託を進める。
（6）遊休農地の解消に向けた取組
遊休農地の所有者への意向確認を行い、担い手への農地集積・集約化を推進する。農地中間管理機構を活用し、新たな発生を防止するとともに、〇〇事業等の活用により遊休農地の解消に取り組む。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
④B集落の水田に連続して作付けられている〇〇（畑作物）は、畑地での栽培に切り替えていく。
⑦地域の目指すべき将来像を見据えた上で、農地のみならず地域全体の土地の管理のあり方について議論を進める（国土の管理構想）。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
⑨A集落で生産された飼料作物（青刈りとうもろこし）は、〇株式会社（TMRセンター）で調整の上、〇法人（酪農）などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する。（②⑧関連）

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 ○ 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	○○○○	水稲、麦	10 ha	－ ha	水稲、麦、飼料作物（青刈りとうもろこし）	13 ha	－ ha	A	E
認農	□□□□	水稲、果樹	5 ha	－ ha	水稲、果樹	8 ha	－ ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	－ ha	野菜	7 ha	－ ha	C	D 畑地化
認農	（株）○○	水稲、野菜	30 ha	－ ha	水稲、野菜	50 ha	10 ha	D	－
集	●●営農組合	水稲、大豆	40 ha	10 ha	水稲、麦	40 ha	20 ha	E	―
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	－ ha	野菜	1 ha	－ ha	F	D
サ	△△（株）	耕起、播種、収穫	－ ha	－ ha	耕起、播種、収穫	－ ha	10 ha	G	－
農協	◇◇農業協同組合	耕起、田植、収穫	－ ha	－ ha	耕起、田植、収穫	－ ha	20 ha	H	－
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		90.5 ha	10 ha		119 ha	60 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	□□組合	収穫	飼料作物
3	(株)◇◇◇◇	播種	飼料作物
4	☆☆☆☆（株）	詰込・ラッピング	飼料作物
5	△△農業協同組合	田植え・播種	水稲
6	▲▲協議会	花粉交配等	蜜源作物
7	●●センター	草刈り作業	水稲等
8	◇◇（株）	堆肥散布、播種、収穫	飼料作物（青刈りとうもろこし）

６　目標地図（別添のとおり）

７　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）	50	うち計画同意者数（人・%）	45　　(90%)

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除したり、氏名に代えて記号や数字等により表示するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

参考様式第６－１号

農用地利用規程認定申請書

年　　月　　日

市町村長　殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第１項（第 24 条第１項）の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

１　農用地利用規程
２　定款又は規約
３　地区及び当該地区の農用地につき法第 21 条第１項に規定する所有者等のこの団体への加入状況を記載した書面
４　この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
（５　特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面）
（６　①　法第 13 条第２項に規定する認定計画
②　法第 23 条第１項の認定の申請の日から起算して５年を経過する日までに行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画）
（７　特定農業団体の定款又は規約）
（８　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条第２号に規定する計画）
（９　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 20 条の 11 第２号及び第３号に掲げる要件を満たすことを証する書面）

（記載注意）
１　変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
２　特定農用地利用規程の認定申請にあっては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。
３　本文の記中、５は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
４　本文の記中、６の①は法第 12 条第１項の認定を受けた特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、６の②はそれ以外の特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。
５　７から９までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

参考様式第６－２号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認申請書

年　　月　　日

市町村長　殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 12 条ただし書（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 21 条の２）の規定に基づき、　　年　　月　　日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を以下のとおり延長したいので、下記の書面を添えて承認を申請します。

（１）延長期間：　　年間（　　年　　月　　日まで）
（２）延長理由：

記

１　農用地利用規程
２　定款又は規約
３　地区及び当該地区の農用地につき法第 21 条第１項に規定する所有者等のこの団体への加入状況を記載した書面
４　この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
５　特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面

参考様式第６－３号

同意書

年　　月　　日

○○農用地利用改善団体　殿

所在地
農業経営を営む法人（団体）の名称
代表者の氏名

貴団体の定める特定農用地利用規程において、当法人（団体）が特定農業法人（特定農業団体）として位置付けられることに同意します。

参考様式第６－４号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第１項（第 24 条第１項）の規定により、　　年　　月　　日付けで認定申請のあった次の農用地利用規程については、これを認定したので、第 23 条第８項（第 24 条第４項で準用する第 23 条第８項）の規定により公告する。

年　　月　　日

市町村長名

（「次の」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（記載注意）

１　本文における適用部分以外の部分は削除する。

２　特定農用地利用規程に係る公告の場合にあっては、本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。

参考様式第６－５号

認定番号

農用地利用規程認定書

年　　月　　日

殿

市町村長名

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第１項（第 24 条第１項）の規定により、　　年　　月　　日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　変更後の認定番号について、当該農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記１の認定番号の次に（（変）１－６）のように記載する。

３　変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

４　特定農用地利用規程の認定の場合にあっては、表題中、「農用地利用規程認定書」を「特定農用地利用規程認定書」とする。

参考様式第６－６号

認定番号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認書

年　　月　　日

殿

市町村長名

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 12 条ただし書の規定により、　　年　　月　　日に認定申請のあった特定農用地利用規程の有効期間の延長については適当であると承認します。

参考様式第７－１号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事
市町村長　　殿

市町村長
都道府県知事
農林水産大臣

農業経営改善計画の認定について（協議）

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項（第 13 条第１項）の規定により、○○年○○月○○日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった農業経営改善計画に関し、同農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が同法第 12 条第６項に掲げる事項に該当するものであるため、同項の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

１　住所：
２　氏名：

（備考）
別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

参考様式第７－２号

番　　号
年　　月　　日

市町村長
都道府県知事　殿
農林水産大臣

都道府県知事
市町村長

農業経営改善計画の認定について（回答）

○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 10 項第１号に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同意をします。

（備考）
下線部分は、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が、農業経営基盤強化促進法第 12 条第６項に該当するものであって、当該農業用施設の整備の内容が農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものである場合に記載するものとし、当該農業用施設の整備の内容が農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものである場合には下線部分を「第 10 項第２号に掲げる」とする。

参考様式第７－３号

番　　号
年　　月　　日

市町村長
都道府県知事　殿
農林水産大臣

都道府県知事
市町村長

農業経営改善計画の認定について（回答）

○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 10 項第１号に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。

記

同意をしない理由

（備考）
下線部分は、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が、農業経営基盤強化促進法第 12 条第６項に該当するものであって、当該農業用施設の整備の内容が農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものである場合に記載するものとし、当該農業用施設の整備の内容が農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものである場合には下線部分を「第 10 項第２号に掲げる」とする。

参考様式第７－４号

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

都道府県知事
市町村長

農業経営改善計画の認定に係る協議に対する同意について（協議）

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第６項の規定により、○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で○○市町村長（○○都道府県知事）から協議のあった農業経営改善計画について、同項の同意をしようとするので、同条第 11 項の規定により、協議します。

（備考）
別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

（別紙）

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 11 項の規定による協議に係る事案の概要書

								都道府県又は市町村名	
当事者の住所等	譲　受　人	住所						氏名	
	譲　渡　人	住所						氏名　　外　名	
申請に係る土地の所在等	所在 地番	市町 郡村　　外　筆							
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			

権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
		設　定　・　移　転			

農地の区分	
許可基準に定める農地の区分の該当事項	
該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）	

転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	区分	農用地区域内農地	甲種農地	第１種農地	第２種農地	第３種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	割合	%	%	%	%	%	%	100%

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内　　計画区域外　（告示　　年　　月　　日）	
	都市計画法第８条の地域地区の決定	地域地区の種類	
		決定なし	
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内　　振興地域外　（告示　　年　　月　　日）	
	農用地区域決定の有無	農用地区域内　　農用地区域外　（決定　　年　　月　　日）	

転用目的	

転用目的に係る事業又は施設の概要		名称	設備等の数	建設面積	所要面積
	土地造成				㎡
	建築物		棟	㎡	㎡
	小　計		棟	㎡	㎡
	工作物		棟	㎡	㎡
	小　計		棟	㎡	㎡
	合　計		棟	㎡	㎡

転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要	
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要	
農地法第４条第６項又は第５条第２項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

（備考）

1　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

2　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

3　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事又は市町村長の同意の可否を決定するに際し特に協議しておくべき事項を記載する。

参考様式第７－５号

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

市町村長
都道府県知事

農業経営改善計画の認定について（協議）

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項の規定により、○○年○○月○○日付けで別添写しのとおり認定申請があった農業経営改善計画について、同条第１項の認定をしようとするので、同条第 14 項の規定により、協議します。

（備考）
別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

（別紙）

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 14 項の規定による協議に係る事案の概要書

								都道府県又は市町村名	
当事者の住所等	譲　受　人	住所						氏名	
	譲　渡　人	住所						氏名　　外　名	
申請に係る土地の所在等	所在 地番	市町 郡村　　外　筆							
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			

権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
		設　定　・　移　転			

農地の区分	
許可基準に定める農地の区分の該当事項	
該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）	

転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	区分	農用地区域内農地	甲種農地	第１種農地	第２種農地	第３種農地	農地の合計面積	（参考）全体面積
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	割合	%	%	%	%	%	%	100%

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内　　計画区域外　（告示　　年　　月　　日）	
	都市計画法第８条の地域地区の決定	地域地区の種類	
		決定なし	
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内　　振興地域外　（告示　　年　　月　　日）	
	農用地区域決定の有無	農用地区域内　　農用地区域外　（決定　　年　　月　　日）	

転用目的	

転用目的に係る事業又は施設の概要		名称	設備等の数	建設面積	所要面積
	土地造成				㎡
	建築物		棟	㎡	㎡
	小　計		棟	㎡	㎡
	工作物		棟	㎡	㎡
	小　計		棟	㎡	㎡
	合　計		棟	㎡	㎡

転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要	
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要	
農地法第４条第６項又は第５条第２項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

（備考）

1　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

2　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

3　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事又は市町村長の認定の可否を決定するに際し特に協議しておくべき事項を記載する。

参考様式第８号

□ 農業経営改善計画　　□ 青年等就農計画
の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名又は記名願います。

○○市町村/○○都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、○○市町村/○○都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任、農業経営の法人化・基盤強化支援その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、○○市町村/○○都道府県/国で利用し、又は下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容　等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金　等 （※　その他追加する機関（都道府県労働局や公共職業安定所等）があれば追記すること）

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 年　　月　　日 氏名（名称・代表者）

参考様式第９－１号

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

農業委員会

農業経営発展計画の認定について（回答）

○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」といいます。）第 16 条の２第２項第６号イに掲げる事項（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第３条第１項の許可を受けなければならないものに係るもの限る。）が農地法第３条第２項の規定により同条第１項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるので、法第 16 条の２第５項の規定に基づき、同意をします。

参考様式第９－２号

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

農業委員会

農業経営発展計画の認定について（回答）

○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」といいます。）第 16 条の２第２項第６号イに掲げる事項（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第３条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が農地法第３条第２項の規定により同条第１項の許可をすることができない場合に該当するものであると認めるので、法第 16 条の２第５項の規定に基づく同意をしません。

記

同意をしない理由

参考様式第９－３号

番　　号
年　　月　　日

農業委員会
都道府県農業委員会ネットワーク機構　　殿

都道府県知事
市町村長
農業委員会

農業経営発展計画の認定について（協議）

○○年○○月○○○日付けで別添写しのとおり下記の法人から農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の２第１項（※１）の規定に基づく認定の申請があった農業経営発展計画に、同条第２項第５号ハ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※２）に掲げる事項の記載があるので、同条第６項の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

１　住　所：
２　法人名：

（備考）
※１　農業経営発展計画の変更の認定申請の場合は、下線部分を「第 16 条の３第１項」とする。
※２　農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第 16 条の２第２項第６号ロ（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）に掲げる事項の記載がある場合は、下線部分を「第６号ロ（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とする。

別添として申請に係る農業経営発展計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

参考様式第９－４号

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣
都道府県知事　　殿
市町村長
農業委員会

都道府県知事
市町村長
農業委員会
都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業経営発展計画の認定について（回答）

○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の２第２項第５号ハ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※１）に掲げる事項が、同条第８項第１号（※２）に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同条第６項の規定に基づき、同意をします。

（備考）
農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第 16 条の２第２項第６号ロに掲げる事項（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※１の下線部分を「第６号ロ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※２の下線部分を「第２号」とする。

参考様式第９－５号

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣
都道府県知事　　殿
市町村長
農業委員会

都道府県知事
市町村長
農業委員会
都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業経営発展計画の認定について（回答）

○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営発展計画に記載された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の２第２項第５号ハ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）（※１）に掲げる事項が同条第８項第１号（※）に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。

記

同意をしない理由

（備考）
農業経営発展計画に農業経営基盤強化促進法第 16 条の２第２項第６号ロに掲げる事項（農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、※１の下線部分を「第６号ロ（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第５条第１項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）」とし、※２の下線部分を「第２号」とする。

参考様式第10号

買入れの協議を行う旨の通知書

番号

年　　月　　日

申出者　　住所

氏名（名称・代表者）

通知者　○○市町村長

農業経営基盤強化促進法第22条第１項の規定に基づき貴殿（貴社）から所有権の移転に係るあっせんの申出のあった下記の農用地につき、同条第２項の規定による買入れの協議を〈○○農業公社〉が行うので、通知します。

記

〔買入協議に係る土地〕

農用地の所在・地番	地　　目		面　　積
	登記簿	現　況	（㎡）

〔買入協議に係る留意事項〕

貴殿から　年　月　日に○○農業委員会へ所有権移転のあっせんの申出のあった上記農用地については、①　農業委員会が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認め、②　当職も地域計画の達成に資する見地からみて、当該買入れが特に必要と認めたものです。なお、この買入れの協議については、法第22条第４項、第５項及び第35条第２項の規定により、貴殿に次の義務が課せられます。

ア　正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。

なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。

イ　この買入れの協議を行う旨の通知があった日から起算して３週間目にあたる　年　月　日を経過するまでの間（この期間に買入れの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、農地中間管理機構以外の者に上記農用地を譲り渡してはならないこと。

ウ　イに違反した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあること。

注）〈　　〉については、各都道府県公社の正式な名称を記載すること。

（参考１）

平成 15 年９月 12 日付け農林水産省告示第 1419 号（農業経営基盤強化促進法第 32 条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

農業経営改善計画認定申請書

年　　月　　日

	○○市町村長 殿
	○○都道府県知事 殿
	○○農政局長 殿
	農林水産大臣 殿

申請者	住所		連絡先	
	フリガナ		フリガナ	
	個人・法人名		代表者氏名（法人のみ）	
	生年月日・法人設立年月日		法人番号	

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農　業　経　営　改　善　計　画

①農業経営体の営農活動の現状及び目標

（１）営農類型

現　　状	目標（　　年）
□稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物 □露地野菜 □施設野菜 □果樹類 □花き・花木　□その他の作物（　　）　□複合経営 □酪 農 □肉用牛 □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　）	□稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物 □露地野菜 □施設野菜 □果樹類 □花き・花木　□その他の作物（　　）　□複合経営 □酪 農 □肉用牛 □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　）

（２）農業経営の現状及びその改善に関する目標

	現状	目標（　　年）		現状	目標（　　年）		
年間所得	万円	万円	年間労働時間	時間	時間	主たる従事者の人数	人
主たる従事者１人当たりの年間所得	万円	万円	主たる従事者１人当たりの年間労働時間	時間	時間		

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標

（１）生産

作目・部門名（耕　種）	現　状 作付面積(a)	現　状 生産量	目標（　年） 作付面積(a)	目標（　年） 生産量	作目・部門名（畜　産）	現　状 飼養頭数（頭、羽）	現　状 生産量	目標（　年） 飼養頭数（頭、羽）	目標（　年） 生産量

（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業（売上げ）

事業内容	現　状	目標（　年）
	万円	万円
	万円	万円
	万円	万円
	万円	万円

（３）農用地及び農業生産施設

ア農用地

区　分	所在地		地目	現 状 (a)	目標（　　年） (a)
	都道府県名	市町村名			
所有地					
借入地					
その他					
経 営 面 積 合 計					

イ農業生産施設

種 別	所在地		規　模			
			現 状		目標（　　年）	
	都道府県名	市町村名	棟	㎡	棟	㎡
経 営 面 積 合 計						

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置

④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置

（参考）経営の構成

（１）構成員・役員

氏　名 (法人経営にあっては役員の氏名)	年齢	性別	代表者との続柄(法人経営にあっては役職)	現　状			見通し（　　年）		
				担当業務	主たる従事者	年間農業従事時間	担当業務	主たる従事者	年間農業従事時間
			(代表者)						

（２）　雇 用 者

常時雇（年間）	実 人 数	現状	人	見通し	人
臨時雇（年間）	実 人 数	現状	人	見通し	人
	延べ人数	現状	人	見通し	人

（別紙１）生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

農業用機械等の名称	数量

（注）「農業用機械等の名称」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載する。（②「（３）農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。）

（別紙２）農業用施設の整備（農業経営基盤強化促進法第12条第３項関係）

1　農業用施設の整備に関する事項

（注）農業用施設を整備する場合に記載すること

（農地法（昭和27年法律第229号）の特例を受けようとする計画については必ず記載すること）

番号	農業用施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積
					登記簿	現況	
①							
②							
③							

（注）「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

2　農地法の特例の適用に関する事項（農業経営基盤強化促進法第14条関係）

□　農地法の特例の適用を受けない

□　農地法の特例の適用を受ける

→　適用を受ける特例の区分

□　農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係（施設番号：　　）

□　農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係（施設番号：　　）

（注）１　該当する項目にチェックを入れること。

２　農地法の特例の適用を受ける場合には、「適用を受ける特例の区分」における「施設番号」欄に「１農業用施設の整備に関する事項」欄の施設の番号を記載するとともに、別紙３－１又は別紙３－２に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

3　添付書類

以下の書類を添付すること。

□　農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面

（別紙３－１）　農地法の特例措置（農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係）

別紙２の施設番号	

農地法第４条第１項の特例措置
（農業経営基盤強化促進法第 14 条第１項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を受けようとする場合に記載すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">1　農地を転用する者の氏名及び住所</td><td>氏　　名</td><td colspan="3">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2　農業用施設の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">3　土地の所在等</td><td>土地の所在</td><td>地番</td><td colspan="2">耕作者の氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">計　　筆　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">4　転用の時期</td><td rowspan="2">工事計画</td><td colspan="4">着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td>棟数</td><td>建築面積</td><td>所要面積</td></tr>
<tr><td>土地造成</td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築物</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr>
<tr><td>小　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>小　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>6 その他参考となるべき事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）１　記載に当たっては、別紙２と整合性を図ること。
　　２　農地を転用する者又は耕作者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）農地を転用する者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
（２）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
（４）農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面
（５）農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
（６）農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
（７）その他参考となるべき書類

（別紙３－２）　農地法の特例措置（農業経営基盤強化促進法第 14 条第２項関係）

別紙２の施設番号	

農地法第５条第１項の特例措置
（農業経営基盤強化促進法第 14 条第２項関係）

（注）農地法の特例措置（農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を受けようとする場合に記載すること。

<table>
<tr><td rowspan="3">1　当事者の氏名及び住所</td><td>当事者の別</td><td>氏　名</td><td>住　　所</td></tr>
<tr><td>譲　受　人</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>譲　渡　人</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2　農業用施設の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">3　土地の所有者の氏名等</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地番</td><td rowspan="2">土地の所有者の氏名</td><td colspan="2">所有権以外の使用収益権が設定されている場合</td></tr>
<tr><td>権利の種類及び内容</td><td>権利者の氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">計　　筆　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容</td><td>権利の種類</td><td>権利の設定・移転の別</td><td>権利の設定・移転の時期</td><td>権利の存続期間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">5　転用の時期</td><td rowspan="2">工事計画</td><td colspan="4">着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td>棟数</td><td>建築面積</td><td>所要面積</td></tr>
<tr><td>土地造成</td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築物</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr>
<tr><td>小　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>小　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6　転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>7　その他参考となるべき事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）１　記載に当たっては、別紙２と整合性を図ること。
２　当事者、土地の所有者又は権利者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。
３　譲渡人が２人以上存在する場合には、１及び３の欄には「別表記載のとおり」と記載し、次の別表１及び別表２により記載することができるものとする。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）譲受人が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書
（２）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
（４）農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面
（５）農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
（６）農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
（７）その他参考となるべき書類

（別表１）別紙３－２の１の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏　　名	住　　所
譲 受 人		
譲 渡 人		

（別表２）別紙３－２の３の欄（土地の所有者の氏名等）

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名
計　　筆　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡）				

（注）本表は、（別表１）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

（参考２）

平成15年９月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

青年等就農計画認定申請書

年　　月　　日

市町村長　殿

申請者住所

氏名＜名称・代表者＞

年　　月　　日生（　　歳）

＜法人設立年月日　　年　　月　　日設立＞

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の４第１項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

<table>
<tr><td colspan="7">青　年　等　就　農　計　画</td></tr>
<tr><td colspan="2">就 農 地</td><td colspan="2"></td><td>農業経営開始日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">就農形態
（該当する形態にレ印）</td><td colspan="5">□新たに農業経営を開始
□親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始
□親の農業経営を継承
（□全体、□一部
継承する経営での従事期間　　年　　か月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標とする営農類型
（備考の営農類型の中から選択）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">将来の農業経営の構想</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">現状</td><td colspan="2">目標（　　年）</td></tr>
<tr><td>年間農業所得</td><td colspan="2">千円</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td>年間労働時間</td><td colspan="2">時間</td><td colspan="2">時間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農業経営の規</td><td rowspan="2">作目・部門名</td><td colspan="2">現状</td><td colspan="2">目標（　　年）</td></tr>
<tr><td>作付面積
飼養頭数</td><td>生産量</td><td>作付面積
飼養頭数</td><td>生産量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>経営面積合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>区分</td><td>地目</td><td>所在地</td><td>現状</td><td>目標（　　年）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">模に関する目標</td><td></td><td></td><td>（市町村名）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所有地</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>借入地</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">特定作業受託</td><td rowspan="3">作目</td><td rowspan="3">作業</td><td colspan="2">現状</td><td colspan="2">目標（　　年）</td></tr>
<tr><td>作業受託面積</td><td>生産量</td><td>作業受託面積</td><td>生産量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">作業受託</td><td colspan="2">作目</td><td>作業</td><td>現状</td><td colspan="2">目標（　　年）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">単純計</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">換算後</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業</td><td>事業名</td><td>内容</td><td>現状</td><td colspan="2">目標（　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">生産方式に関する目標</td><td rowspan="2">機械・施設名</td><td colspan="4">型式、性能、規模等及びその台数</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="2">目標（　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">経営管理に関する目標</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農業従事の態様等に関する目標</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

目標を達成するために必要な措置	事業内容（施設の設置・機械の購入等）	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等
			年　　月	千円	

農業経営の構成	氏　　名（法人経営にあっては役員の氏名）	年齢	代表者との続柄（法人経営にあっては役職）	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数（日）	担当業務	年間農業従事日数（日）
			（代表者）				

雇用者						
	常時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇（年間）	実人数	現状	人	見通し	人
		延べ人数	現状	人	見通し	人

○ 農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年　　月 ～ 年　　月
上記の住所	
退職年月日	
資 格 等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考）技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年　　月　～　　年　　月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。
　法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第１号及び第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考）他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考